

# 会 議 録 目 次

平成19年第6回海田町議会12月定例会（第3日目）

平成19年12月7日（金）午前9時00分開議

日程第1	一 般 質 問	……………	4
日程第2	第40号議案	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について……………	2 0
日程第3	第41号議案	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	1 9
日程第4	第42号議案	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	2 3
日程第5	第43号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について……………	2 4
日程第6	第44号議案	農業委員会の選挙による委員定数条例及び農業委員会の 選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関す る条例を廃止する条例の制定について……………	2 9
日程第7	第45号議案	海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定に ついて……………	3 1
日程第8	第46号議案	平成19年度海田町一般会計補正予算（第3号）……………	3 5
日程第9	第47号議案	平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3号）……………	4 7
日程第10	第48号議案	平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）……………	4 8
日程第11	第49号議案	平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）	5 0
日程第12	第50号議案	平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）	5 1
日程第13	第51号議案	平成19年度海田町水道事業会計補正予算（第2号）……………	5 5
日程第14	委員会提出議案第3号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の 制定について……………	5 7
日程第15	発議第8号	後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案について	5 7
日程第16	発議第9号	後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案について	5 7

日程第17	発議第10号	後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案について	5 7
日程第18	発議第11号	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案について……………	6 2
日程第19	発議第12号	地域に安全でゆきとどいた医療・看護を確保するために 医師・看護職員の大幅増員を求める意見書案について…	6 2
日程第20	発議第13号	原爆症認定問題の早期解決を求める意見書案について…	6 2
日程第21	発議第14号	介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書案について……………	6 3
日程第22	議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究 について委員会の中間報告の件……………		6 3
追加日程第1	第52号議案	特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例の制定について……………	6 5
		(閉 会) ……………	7 3



7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	朝 倉 登 司 雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		岡 田 寿 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
子 育 て 支 援 室 長		寺 田 修 康

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守



ついて

日程第22 議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について  
委員会の中間報告の件

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。昨日に引続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は、報道のためテレビカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第22に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。6番、渡辺議員。

○6番（渡辺）6番、渡辺です。2点について質問いたします。

まず、1点目の地域防災力の向上について。地震や台風など、相次ぐ自然災害によって、住民の防災意識の高まりに加え、自治体も防災の専門知識を備えたリーダーの育成や地域の事業所との防災協力活動の取り組みが進められております。次の点について質問させていただきます。

1、災害時の人命救助や避難誘導など、初期対応力の向上のため、地域や職場のリーダーとして防災士の養成が急増しています。本町におきましても養成講座を開設して自主防災組織のリーダーを対象に防災士の育成をしていくお考えはありませんか。

2、地域の防災力を一層強化するためには、地域の事業所に対し、防災協力活動を求めていくことが重要な施策の1つと考えます。本町においても防災協力の具体的なメニューを提示して事業者との連携を進めるお考えはありませんか。

大きな2点目としまして、無料電話の開設について。高齢化の進展の中で、在宅生活を支える地域ケアの充実が求められております。高齢者やその家族の負担を少しでも軽減し、安心して気軽に相談できるように、地域包括支援センターの相談窓口電話を「町民専用フリーダイヤル」にして支援サービスを推進されるお考えはないでしょうか。

以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

それでは、渡辺議員の質問に答弁いたします。

まず、地域防災の向上についての質問でございますが、1点目の自主防災組織のリーダーを対象に防災士の育成の考えはないかとの質問でございますが、防災士となるためには一定の研修や講習を受講し、資格試験に合格する必要があります。その内容につきましては、防災に対する十分な意識や知識及び救急救命等の技能を有する必要があり、試験に合格するためには多大な努力を要すると思われれます。当面、地域リーダーの育成につきましては、行政報告でも報告しましたとおり、自主防災リーダー育成研修会のような講習会を県と協力しながら実施していく方向で考えております。

次に、2点目の防災に関する事業所との連携についてでございますが、中国電力や広島ガス、NTTなど、いわゆるライフライン系企業との連携体制は整っていますが、その他一般企業との連携体制は整っておりません。今後は、防災活動において事業所からどの程度の協力が得られるかを調査・研究してまいりたいと思っております。

続きまして、地域包括支援センターの相談窓口電話を「町民専用フリーダイヤル」にする考えはないかとの質問でございますが、地域包括支援センターには高齢者本人やその家族をはじめ、介護サービス提供事業者等からの電話や来庁による相談が頻繁にあります。これらの相談に対する対応につきましては、地域包括支援センター職員によるきめ細かな訪問支援体制をとっておりますので、現在のところ、ご提案の「町民専用フリーダイヤル」の設置については考えておりません。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）再質問させていただきます。まず、防災士の育成の件でございますが、私は全国的なところを調べてみましたけれども、まず、自治体で防災士の養成講座を開設することにして、そこに日本防災機構が認定している民間の養成機関であります防災士研修センターから講師が派遣されて、そこで育成されている。特に大きく進まれているのは愛媛県の西条市ですか、ここは3カ年で450名の消防士の育成を目指して自治体が行い取り組んでおられます。特に自主防災組織のリーダーを対象にそこはされております。そしてまた、免許取得の費用といいますか、これも全部市が負担してやっておるといような、そういう取り組みをされておりますので、今のところ、今の答弁では本町では

考えていないということなのですが、今後、そういった面もありますので、ひとつ研究、検討していただきたいと思います。

次に、事業所の連携についてでございますが、今、大きな、中国電力とか広島ガスとは提携をされているということなのですが、地域の企業との連携はこれから研究するという事だったんですが、まず、先進地の事例をとりますと、平常時に企業などから提供可能な物資や人的支援を事前に登録してもらって、それをリスト化しておいて、災害時に市町村がそのリストをもとに登録企業に物資や人的支援の要請を行うものでございますので、そういうことを取り組んでおられるところがありますので、やはり少しその辺も研究されて取り組んでいただきたいと思います。

それから、今ここでは事業所との連携について質問したわけなのですが、事業所との連携も大切なのですが、みずからの防災力の向上に取り組むことも、これは大変大事なことでございます。本町は今、新庁舎の建設を検討されていますので、耐震強度はもちろんのことですが、最新の情報システムを含めた防災拠点機能が整備された新庁舎にされてはと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員ご指摘のように、各企業でもいろいろ自主防災的な取り組みをされて、年に1回、地区のそういうふうな企業とか事業所の防災訓練なんかをやっております。そういった中で、今ご指摘のような新しい新庁舎の建設については、現在の最新のいろいろな情報をキャッチしながらそういうものにも取り組むような検討をしていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）次に、無料電話の開設についてでございますが、今るる説明がありましたけれども、保健や医療、福祉に関する相談とか、それから介護予防など、幅広い相談があると思いますが、現在1カ月当たりどのくらいの相談件数があるんでしょうか。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）相談件数につきまして、1カ月トータルのものは集計しておりません。それと、年間で集計を出しておりますので、それでいきますと、本人、家族等からの電話の相談は609件。ただ、これは本人からかかってきた電話だけではなくて、こちらからも相談に乗った回数、職員が相談にかかわった電話の回数の集計でございます。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）補足させていただきますと、毎月の集計をしたものとして年間でトータルを出しております。今、所長が申しましたのは電話相談の本人及び家族の件数でございます。相談につきましては、電話あるいは面談、訪問したり、あるいは来庁等がありますので、それをトータルしますと、年間では約4,800件程度でございます。それをしますと、大体月には400件程度の相談が支援センターの方へは来ている状況でございます。

○議長（原田）渡辺議員。

○6番（渡辺）今、確認なんですけど、いわゆる電話件数はたくさんあるようなんですけど、今の相談内容によっては担当者が自宅を訪問して解決に必要な支援、アドバイスを行っている、そのように理解してよろしいんですかね。そういうことで、現時点では、先ほど答弁がありましたように、無料電話の開設は考えていないということなんですけど、これを進めることによってやはり地域ケアの充実推進になると思いますので、また今後検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（原田）次へ参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。4項目数点について質問いたします。

まず初めに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の成立を受けて。去る6月15日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立いたしました。今回の健全化法は、再建する団体のみを対象にするのではなく、すべての団体について、日ごろから4つの財政状況をわかりやすく端的に公表していくこととしていること、さらには、再建団体という最終的な段階のみならず、その前に自主的に健全化を図る予防的段階を設けている点で、現行行政再建法と大きく異なっております。そうした中で4つの財政指標を公表することとなります。具体的には、平成19年度決算から指標の公表、指標の数値によっては財政健全化計画の策定の義務づけなどが平成20年度決算から適用されることとなります。具体的に質問いたします。

①今、平成20年度の予算編成に向けて努力なさっていると思いますが、この法律が制定した上で配慮されている点はどこでしょうか。

②財政健全化計画の策定は平成18年度から平成21年度となっておりますが、見直しの必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2、町の橋梁の管理について質問いたします。我が町には町が管理する橋が多くあり

ますが、劣化した橋が災害時に2次被害を招く危険性が指摘されております。そこで質問いたします。

- ①耐震診断を実施した橋は、明確に名前をお願いいたします。
- ②定期点検を実施した年度、また、具体的にどの橋を何年度に実施されたか。
- ③今後の対応はどのようになさるのか、質問いたします。

3、ひろしまの森づくり県民税の活用について。広島県では今年度から、広島県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てることを目的としてひろしまの森づくり県民税を導入いたしました。この新たな財源は、①県が市町を介し、森林所有者等を対象に実施する補助金事業と、②県がそれぞれの市町に対して人口や森林面積により算定した額を一括配分する交付金事業として使われております。

本年度から始まりました事業でございますが、途中の9月の補正で出ておりましたが、①補助金対象の事業の広報はどのようになされますか。また、なされたでしょうか。

②交付金事業の新規事業の取り組みはどのようになされましたか。また、どのように今後なされるのでしょうか。

③特認事業を導入するお考えはないでしょうか。

4、防災行政無線放送システムの再編について質問いたします。諸問題がある現行システムを非常時のみの用途とすることで屋外受信機の改修機数を削減するとともに、指定世帯へ屋内受信機を設置し、情報伝達環境を整える実施時期が平成20年度となっております。

①予定どおり、この方法で実施をなさる予定なのでしょうか。

②災害時情報は防災ラジオでと質問をいたしました。その後、この件についてどのように検討なされておられますか。

以上、質問いたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問に答弁をいたします。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律にかかわる質問ですが、1点目の財政健全化法の成立を受けて、平成20年度予算編成に対し配慮した点についてでございますが、弾力性のある財務体質への改善のため、行政改革実施計画及び財政健全化計画に基づき、さらなる歳出削減、歳入確保を図り、簡素で効率的かつ持続可能な財政運営を目指して予算編成を行っているところでございます。

2点目の財政健全化計画の見直しについてでございますが、財政健全化法の成立に伴うものではございませんが、これまでの議会でもお答えしましたように、計画の見直し作業を行っておりましたが、平成20年度から平成24年度までを計画期間とする改訂版を取りまとめましたので、後日、議員の皆様にお示しする予定でございます。

続きまして、町の橋梁の管理についての質問でございますが、1点目の耐震診断を実施した橋につきましては、これまでに瀬野川にかかる車道橋、歩道橋11橋と、三迫橋、南つくも町のなかよし歩道橋の耐震診断を行っており、対策が必要な7橋につきましては落橋防止対策を行ってまいりました。

次に、2点目の定期的点検を実施した年度についてでございますが、定期的な点検は実施しておりませんが、今年の夏には目視による点検は行っております。

3点目の今後の対応につきましてでございますが、本町としましては、老朽化する橋梁を長寿命化するため、定期点検を実施して損傷や劣化の進みぐあいを把握し、予防的な維持管理に努めてまいりたいと思います。

続きまして、ひろしまの森づくり県民税の活用についての質問ですが、1点目のひろしまの森づくり事業に係る補助対象事業につきましては、手入れがなされず、緊急に整備が必要な人工林について、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐、被害倒木の伐倒整理等を行う森林所有者に対して補助金が交付されます。本町には林業者はなく、人工林もわずかに山すそに分布している状況で、面積も小さく、補助に伴う個人負担もあるため、現在は広報活動を行っておりません。今後は、補助希望者がおられましたら個別に対応してまいりたいと思っております。

次に、2点目の交付金事業についてでございますが、対象事業は、里山林整備事業、里山林保全活用事業、森林・林業体験活動支援事業、間伐材利用対策事業及び環境緑化支援事業で、本町におきましては、今年度、里山林整備事業としてキャンプ場周辺町有林を、自然と触れ合い、自然を体験できる身近な里山林として整備してまいります。来年度以降につきましても引続き整備していく予定でございます。あわせて森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶ住民団体を組織して林業体験活動等を推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の特認事業につきましては、海田町といたしましても事業採択を受けるべく、今年度、ひろしまの森づくり事業の将来計画の策定事業について要望いたしましたが、採択されませんでした。来年度につきましては、県産間伐材を利用した日の浦山

遊歩道の改修整備について要望してまいります。

続きまして、防災行政無線システムについての質問でございますが、1点目の防災行政無線の更新の時期については、平成20年度の整備を目標に進めております。

2点目の防災ラジオの導入ですが、検討の結果、現在販売されている防災ラジオはアナログ電波対応であり、デジタル化で検討しております防災行政無線への導入は難しいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。まず初めの、健全化法を受けて平成20年度の予算編成と今後の財政見通しの答弁をいただきました。今回の新たな健全化法は、今まで公表をしなかった数値と公表をしていた数値、現実には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率というのを公表していくわけですが、現在、海田町は先人の町長以来、健全な財政の運営をなされておりますから、赤字はない、本当に健全な財政だと思っております。しかし、この中で一番、2つ気になる数値がございます。すべてですが。その1つは、赤字がないといいますが、まず、企業会計である水道事業は確かに現在は黒字ではあります。しかし、本年度だけを見ましても、1億数千万の起債を起さざるを得ない状況、また、修繕も、老朽化しておりますので、年々修繕費が増加しております。このままでいきますと、数年後には赤字になる可能性は大いにあると判断いたしております。次に、実質公債費比率でございますが、一般会計だけですと、ぐんぐん毎年公債費比率は伸びております。ここに特別会計が入りますと、平成17年度ですか、13%と、健全ですけれども、今後、公共下水道の償還が、プラス事業が進んでいきますと、年々下水道の償還比率は増えていっておりますので、これが加味していきますと、実質公債費比率もこの13%で終わるわけではなくどんどん伸びていくと思うんです。一番私が注目しておりますのは、今回新たに導入されました将来負担比率でございます。ここを本当に考えていかないと、先ほど質問いたしましたけれども、再来年度、20年度からはこの指標を公表するようになりまして、その公表の数値によっては議会の議決、健全化計画を策定しないといけない状況が来るようになるわけでございます。そういたしまして、私は今回質問させていただきましたけれども、今後の見直しが必要ではないかという答弁で、今新たに平成20年から平成24年までの改訂版を12月の中旬に議会に示すとおっしゃっていますけれども、これはこの健全化法を受けた上での検討結果でないと私は見ているんです。もう少し慎重に。じゃ、これが本当に20年から24年まで私

たちに示されたらいくかどうかという、私は、今る述べましたけれども、疑問が起こってまいります。ですから、この20年から24年の改訂版はもう1度審議をしていただきたいというふうに思っております。

それで、前に2人の議員さんから財政的な質問がございました。そこでいきますと、平成24年には基金が3億になると。確かにそのことをお聞きしたら、この20年から24年、どういう編成をされていくか、基金を取り崩しながら、余り借金をしなくてやっていくということですが、基金が3億になった後、じゃ、どうするのか。そこで新税を導入と考えられていましたけれども、それではもう遅いと。平成24年までの今の駅前の区画整理事業の予算までは入っているけれども、高架事業と庁舎移転の事業費は入っていないわけですね。そういたしますと、もう少し真剣に、今までせっかく海田町は本当に海田町の財源に似合った行政をやられてきて、それを受け継がれた町長でございます。そういたしますと、もう1度真摯に、何をしたらそれほど赤字がない誇れる財政でやっていけるかということ真剣に考えられて、健全化計画を見直されるお考えはないか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにいろんな事業をやっていくためには、ご指摘のようなことがたくさんございます。そうした中で、現在の海田町が置かれている立場を考えながら、改めてせにゃいけんものは導入しながらやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それともう1点、さっきの財政の質問をされた方の答弁で、義務的経費をとにかく抑えていくと。無駄を省き、最後は、どこの自治体でもそうですけれども、人件費を抑えるしか財源確保をできない状況に海田町もなっているのではないかと思いますけれども、現在、平成17年度の決算の指標でございますけれども、定員管理の適正度、人口1,000人当たりの職員数、それで見ますと、全国市町村平均が8人、広島県市町平均が8.45、海田町の人口1,000人当たりの職員数は6.55でございます。本当に、だから、職員の方は真剣に仕事をされていると思います。数値にそれはあらわれているわけですが、西田議員も質問されましたけれども、全国の給与の指数からいきますと決して高くはない状況の中で、人件費ばかりに目を向けた財源確保も私は限界があると思うんですけれども、その辺についての町長の考えはどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに効率と、人件費が割とどこの自治体も大きなウエートを占めておる

わけでございますが、仕事の内容を精査しながら、それぞれ今までやってきた仕事、また今後取り組む仕事を含めて、特に建設関係なんかは、箱物なんか余りつくらなかつたら、その仕事の内容も随分変わっていくんです。そして、下水道の工事にしましても約8割ぐらい町の方はできておるといことでありますし、そういうことを含めて見直しをしながら、人員の配置、無駄を省いて効率を上げる方法に変えていきたい、こういうふうを考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今特に公共事業関係の職員の事業費を抑えれば、そこに配置する人員は少なくなっているのではないかとのご答弁でしたけれども、確かにそれにかかわる時間も多くありますけれども、もう少し職員さんと話していただければ、事業内容はそれだけではないはずでございます。いろいろそれ以外にたくさんの仕事量もあるわけですから、公共事業を今までどおりに事業を行わないから、即ほかの場所もあるかどうかはわかりませんが、しかし、だからといって、事業が少なくなったんだから、その人員配置を少なくしてもいいのではないかとこの安易な考え方ではなくて、これがその仕事量の何割を割いていたのか、しかし、あとの何割は違った仕事量があるのか、これはやっぱり現場で詳しく聞かれて判断すべきものだと思います。今度福祉センターと権限移譲で随分各課・各係の仕事量は変わってきております。それは、この仕事は1人の人がどれだけ時間がかかってできていくのかという綿密な、本当にこの仕事はどれだけの方がどれだけかかわるかというところで人員配置をされていかないと、働かないといけない職場、そうでない職場、ますます差が出てくると私は思うんです。

それと、今私が質問させていただいたのは、そうではなくて、今でさえ職員が少なく、全国平均と県平均ですけれども、1,000人当たりの職員数が、先ほども言いましたけれども、8と6といったら1.5、随分少ない定数。これもまだ定数を減にしていこうという今の削減計画でございます。これに輪をかけて職員の給与もカットせざるを得ないという状況になったときには、私はそこまでして人件費を削減するよりも、やはり町民の皆様には負担を強いるかもしれませんが、安心・安全なまちづくりのためには早く新税導入も結論の中に、さっきの答弁では平成25年ということでしたけれども、町が回らなくなる前に、職員の息、どういうんですか、もう疲れて疲れて仕事もできない、給料も少ないという状況ではなくて、正しい判断、それこそ全国の職員の給与の平均値であるとか今の仕事量でございます、そういうこともすべて考えた上で、カットすべき

かどうか、私は本当にもう少し真剣に、今後の海田町のためにどうすることが財源確保をすることであり、この4つの指標、私が一番心配しておりますのは将来負担比率でございますが、そのときには合併の前倒しだから公債費比率が上がった、上がったと言われますけれども、ほとんどは福祉センター建設の費用でございました。その前にはある程度のお金を繰上償還しております。ですから、それほどそこに当たっておりません、ある面では。今どれだけ町民の皆様が福祉センターを利用されているか、目先だけのデータで公表はしていただきたくない。しかし、そういうこともあって、この将来比率が厳しくなる可能性は、私も専門家ではございませんから、ここだけは指標として厳しい指標も今後考えられるのではないかという気がしているんですけども、町長は本当に安心な安全なまちづくりのために、財源確保のために新税導入時期を決断されるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日からもいろんな答弁の中にも新税の問題も考えておりますけれども、しかしながら、当面する課題を優先しながら、そして、今ご指摘のように、安心・安全なまちづくりにいかにしたら何ができるか、それぞれ自治体によって全部違うわけなんですね。昨日も申し上げましたように、面積も非常に狭いところで、非常に効率のええまちづくりができる特徴は海田町は備えていると私は思っておりますので、それらをいかにして今後、今まで無駄があったところも含めて見直ししながら新しい考えを持っていきたい。そして、新税をお願いするときにはそれなりのやはりこちらからも構想とか海田町の夢とかを町民に示しながらその判断の時期をさせていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に参ります。架橋の管理なんですけれども、県が講習会を開催されました19市町の35人が参加されたと。まず、これに海田町は参加されましたでしょうか、どうですか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）1名参加いたしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）整備局の調査では、22市町の管理する計2,186カ所で90.4%、1,977カ所が未点検であったという中には、先ほどの答弁で繰り返すようなんですけれども、海田町もこ

のパーセントの中には入っているのに間違いはないでしょうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）入っております。本町の場合、15メートル以上の橋が14橋ございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）先ほど、耐震診断でございますが、11の橋をすべて終えているということですが、予算編成のところを見ると、橋で耐震診断をしたという記憶が私は定かではございませんが、11別々に、何年度の耐震診断をされたか、ご答弁願います。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）今、町長が答弁いたしました橋につきましては平成3年度に実施いたしております。全橋、平成3年度です。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）これは基準値が違うときではないのでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）平成3年のいわゆる耐震診断につきましては、阪神・淡路大震災、そういうものの中での耐震診断でございます。そこで、現在の耐震診断の基準等についてはそれから大きくは変わっていないというふうに思っていますけれども、その詳細についてはまだわからない面がございます。それともう一つ、現在、定期検診につきましては、いわゆる橋の長寿命化と今の耐震も含めてなんですけれども、全般的なものについての項目がたくさんございます。それについては海田町は現在はまだ実施していないということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、今の11はその当時平成3年に実施をしているということでございますが、まだ7橋に関してはしていないと。今、部長の答弁がありました数項目に対して耐震診断も含めながら定期検診の項目はあるということですが、このすべて18の橋で具体的に何年かけてすべての点検を終わられる予定でしょうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）今後実施していくわけでございますが、定期点検と申しますのは継続的に実施していくわけですが、今までは継続的にしていなかったということで、今後は2メートル以上の橋につきまして定期的に点検を実施していきます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山） そういたしますと、少なくともあと7つの橋は耐震診断を行っていないわけですが、それはいつされるのでしょうか。

○議長（原田） 建設部長。

○建設部長（児玉） 海田町において、先ほど申しましたように、15メートル以上の橋梁が、歩道橋も含めて14橋ございます。このうちのいわゆる耐震診断の結果、それに相当して改修しなきゃいけないという7橋のみを改修したもので、残りの橋についてはその耐震診断の基準を満たしているということでございます。

それで、先ほど課長が述べましたけれども、定期検診についてはその耐震診断も含めてすべて項目がたくさんございます。そのものをこれからやっていくわけですが、平成20年度においては職員によるまず目視等、いわゆる技術的なことも含めてそういうものやっています。それで、その中で、これは耐震診断だけではないんですが、いわゆる老朽化、すべてのものでより以上の専門的なものをやらないとわからないというものが出てきます。そのものについては21年度以降に検討していきたいと思っております。その中でいわゆる大規模改修とかそういうものが出てこようと思っております。そのものを逐次年次計画を立ててやっていくという方向で今検討しております。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） 次に、ひろしまの森づくり県民税の活用についてでございますが、先ほど町長の答弁ですと、海田町にある私有の人工林は少ししかなくて、要望があれば紹介をしますということですが、積極的に、人工林を持っていらっしゃる方に対して、このたび広島県がこういった補助事業を行っておりますという広報ですね、件数が少ないそうですので、そこの方に広報されるお考えはないのでしょうか。

○議長（原田） 都市整備課長。

○都市整備課長（久保） この補助事業につきましては環境貢献林整備事業と申しまして、既に人工林として成り立っておる16年から21年以上たったものについて間伐等の補助をするというものでございまして、これにつきましては、町長も答弁しておりますように、自己負担等もございます。それと、県の方針としては何十ヘクタールというような、広ければ100ヘクタール以上のものでそういう県全体の環境を守っていこうということがありますので、うちの人工林が全体で33ヘクタール、それで、お持ちの方が64世帯ということで、極めて狭い範囲の人工林でございます。それが、補助がとれるからということで補助申請いたしましても、そういう県の目線と我々のまちの状況のギャップが極め

て大きいものですから、なかなかその補助交付というところまで行くのは難しい、困難であるという判断から、今こういう状況での対応をさせていただいております。今後そういうものが解消されて、表向きには面積要件はございませんので、ですから、町が考えまして、これでもらえるんじゃないかなという時期に来ましたら、それなりの検討をしていきたい、このように思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、交付金事業でございますが、本年度はキャンプ場の整備、来年度は日の浦山の遊歩道を間伐材で整備の計画があるとおっしゃいました。この中の交付事業の中には、先ほど町長の答弁もございましたけれども、環境緑化対策で公共施設の屋上緑化とか緑化活動の推進が入っております。各議員も質問しておりますけれども、新庁舎を建設のときには屋上の緑化計画を立てられるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）まだ今そういうような話といたしますか、考えてはおりませんけれども、いずれ具体的に基本設計とかいろんなことになったときにいろいろアイデアとして皆さんの要望に応えるような方向にしていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それで、広島市、広島県もですが、随分このひろしまの森づくり県民税をされる前に、広島市ですともう既に平成16年から「市民がつくる広島の森林」という、「広島市森林づくりプラン21」という計画を立てられまして徐々に進めてこられておりました。このたび、県民税で人口とかいろいろな比率で各市町に配分されるわけですが、その配分によりまして新たに児童・生徒への自然体験活動の推進、今までやってこられたんですけれども、それをもっと拡充していく。生涯学習、福祉活動への森林活用の推進とか、交付金を無駄にしない施策を、年次計画を立てておられるわけです。海田町でございますので、人口割でいきますと広島市とは比べ物にならない交付金しか入ってはこないんですけれども、一度5年間というのは聞いておりますけれども、伸びるであろうと。これはわからないことですが、やはり年次計画を立てて、その中には生涯学習と生徒の環境学習、この2本の柱は、もう整備をしていくだけではなくて、この2本の柱の活動に交付金を活用するという計画を立てられるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この新税に伴う事業でございますが、19年度からの事業ござい

ます。それで、県の方にいろいろ交付申請にかかわる事前作業といたしまして町の方の計画、詳細な計画まではまだ至っておりませんが、方針を立てるようなことがございます。その中で、先般の西田議員にもお答えしましたように、山里の整備と並行してそういう森林活動、体験活動等々をやっていくということを示しております。平成19年度から23年に至る方針を出させていただいております。その中で、西田議員にもお答えしましたように、体験活動を通じ、そういう団体を育成して、それとボランティア団体というものを連携しまして森林体験活動の拠点を整備するところまで行ければなど。この5年間でですね。そういうふうを考えて、今のところ、5年の方針を立てているところがございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、特認事業の予算でございます。これは平成19年度も県には上げたけれども、認められなくて、この特認事業は行えなかったということでございますが、じゃ、どういった事業をすれば、普通の人口割、基本額人口加算割森林面積案分で交付税が決まっていくわけでございますけれども、これ以外に、海田町の森林を守り、全町民が環境問題に関心を持って活動できるかといいますと、この特認事業をやはり持って帰るといのは大事なことだと思うんですが、そのためには担当部、担当課長をはじめ、先進のところを勉強して、これなら通るであろうということを切磋琢磨されないといけないと思うんですが、その気概をお聞きいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）19年度に不交付になったということでございますが、これにつきましても、県の方もこの新税を取り入れたばかりでございまして、いろいろと要領等の中で対象を定めておりますが、その対象の中に当初、計画・調査というものもございました。ただ、そういう新規のものでございますので、県の方もいろいろ流動的に動かれて、とどのつまりといいますか、要するに対象範囲が、要領には書いてございますけれども、範囲が極めて小さなものになってきたということで、20年度には、申し上げております日の浦山の遊歩道の県産の間伐剤を利用した、要するに今、町が設定しております日の浦山の遊歩道、整備しましてかなり年月がたっておりますので、その修繕とか整備、それを行っていくと。これは実際に作業する事業でございますので、これで今、要望しておるところでございます。県の方もだんだんと要領、その協議の内容というものも定まってまいりましたので、今のところ、実際に作業するという内容をもって特認

事業を推進していきたい、このように考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、最後に防災システムの見直しの実施時期でございますが、ラジオは調査・研究したけれども、それは適していないというご答弁でした。しかし、今、予定として上げられております指定世帯へ屋内受信機を設置し、情報伝達環境を整えるシステム改良におきましては、もうこれは過去の数十年前からのシステムでございます、その指定の方に設置しておりますも、じゃ、年間の、それは無料じゃないと思われるんですけども、その方が老朽化されたときにはまた次の方を考えないといけない、また次の方を考えないといけないという、極めて過去の整備事業だと私は認識しているわけなんです。現在、防災ラジオは不適切であるならば、今この危機管理状況は全国的にどのようにしたら住民の皆様に即情報が伝達できるかということはいろいろ調査・研究をなされておりますので、実施時期をおくらされても今後に適した、同じ事業費を導入するのであれば、もう少し調査・研究を続けられて、その時代に一番合った防災情報システムにされるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）ただいま町長が答弁いたしました防災行政ラジオについては、今、ラジオの電波がアナログからデジタルへまた変わるであろうという予測がされますので、本町の整備予定がデジタルで整備予定でございます。そのほかにもいろいろ、デジタルであっても個別受信をするシステムが多々研究されておるようでございますので、それを研究しながら、実施時期は、今老朽化しておりますので、早いにこしたことはないんですけども、最新の最良の方法を考えてまいります。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ですから、もう過去の伝達方法を町は来年度から、確かにデジタルの方法で個別のということですけども、個別のというのに問題があるわけですから、個別に受信する方法でなくても、今後、緊急になれば各お家に即流れるシステムが出てくるんだと私は思うんです。そういたしますと、この財源が厳しい中で、幾ら老朽化したといましても、平成20年度からシステムを変える予算を執行するよりも、現在の、いろいろな問題はあります、苦情もあるのは承知しておりますが、それでも、修繕をしながらもう数年待てば、よりいい防災情報伝達方法ができ上がるのではないかと思います。それにもかかわらず、来年度から数人、海田町でこれは指定世帯が何世帯指定されるの

かわかりませんが、そのシステムに変えられるんですか、それとも、延期をしてもう少し世の中の発達を待たれるのかという質問をしたんですが。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）先ほど町長、部長の方が答弁いたしましたように、現在そういう新しいシステムがいろいろと出ております。我々の方もいろいろ情報を収集しながらやっておるところなので、できればいきたいという分目標として、町長の方の答弁でございましたように、20年度目標ということは、できるだけ早く今の老朽化した設備を変えていきたいという気持ちでございます。ただ、議員がおっしゃるように、新しいシステムができていくというのも我々の方も情報収集を現在しております。その中でいけるかどうかというのを最終的に今確認している段階でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、平成20年度の導入に向けてされているんじゃないけれども、再考されていると。もし導入されたとしますと、無駄な投資になってもそれはされるという覚悟でされるんでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）それは無駄な投資にならないように行います。無駄な投資になるようであれば、それは再考する必要があるかと思えます。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。再開は追って通知申し上げます。

~~~~~○~~~~~

午前 9時58分 休憩

午前 11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、議題とする前の議案の撤回についてお知らせしておきます。先ほど町長から、日程第3号、第41号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを撤回したい旨、申し出がありましたので、会議規則第18条第1項ただし書きの規定により、議長において許可いたしました。よって、議事日程から削除いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、第40号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第40号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等を考慮した一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定方法に準じて、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、第40号議案のご説明をいたしますが、その前に、平成19年度の人事院勧告に伴います給与改定についてご説明いたします。資料1の「給与改定の概要」をお願いいたします。まず、本年度の給与勧告の内容でございますが、1点目は、官民格差を是正するため、月例給を0.35%引き上げるもので、本年4月1日に遡及して実施いたします。次に、2点目といたしまして、扶養手当のうち子ども等に係る扶養手当を6,000円から6,500円に500円引き上げるものでございます。3点目は、平成19年度につきましては12月の勤勉手当を0.05月分引き上げ、現行の期末・勤勉手当の支給率年4.45月分を4.5月分とし、平成20年度につきましては、6月と12月の勤勉手当の割合を改正し、期末・勤勉手当の支給率を年4.5月分とするものでございます。次に、人事院勧告に基づく官民格差についてでございますが、その差は、調査の結果、0.35%民間の給与が高くなっておりまして、額にして1,352円の引き上げを必要としております。内訳は、給料が387円、扶養手当が350円、地域手当が560円、はね返し分が55円となっております。海田町の改定の状況につきましては、率にして0.16%、569円の引き上げとなっております。その内訳は、給料が350円、扶養手当が201円、はね返し分が18円となっております。

それでは、第40号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。あわせて資料2の「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表」をお出しください。今回の改正でございますが、国の人事院勧告及び国家公務員の給与改定により勤勉手当が0.05月分引き上げられたことに準じまして、期末手当の支給割合を改定させていただくものでございます。改正条例は、1つの改正条例の中で施行期日が異なる改正を行うことから、平成19年度分の改正を第1条で、平成20年度分の改正を第2条に

において整理を行っております。内容でございますが、第1条関係では、今年度の12月期の期末手当を0.05月分引き上げ1.775月分とし、年間支給率を3.4月分とするものでございます。第2条関係では、平成20年度の6月期と12月期をそれぞれ0.025月分改定し、6月期を1.65月分、12月期を1.75月分とし、年間支給率を3.4月分とするものでございます。資料1「給与改定の概要」の1ページに、議会議員に係る期末手当支給率を載せておりますので、ご覧ください。この改正条例の施行期日は、公布の日から施行しますが、第2条は平成20年4月1日から施行し、第1条につきましては平成19年12月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）第40号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

今回の山本義彦副町長の逮捕事件について、町の職員採用をめぐる職員から現金をおどし取ろうとした恐喝未遂事件で12月3日に逮捕。05年度の町職員採用試験の前に、採用試験を受ける女性に出題傾向がわかる内容を記した匿名の封書を郵送、当時、山本副町長は総務部長で、職員採用選考委員会の委員長でありました。そして、今年11月、町職員になった女性宅に、就職試験当時の試験官だったが、採用試験の前にアドバイスしたことを役場内にリークすると免職の対象になる、そして、現金200万円を振り込めばすべて忘れるなどと、偽名の預金口座を振込先に指定した封書を郵送し、現金をおどし取ろうとした。これがこれまで明らかになっている実態であります。町民の皆さんは、長引く不況、重税、社会保障の改悪、弱者いじめの政治のもとで、それでもあくせくまじめに働いて税金を納めている町民をしり目に、自分の利益を、自分の懐を肥やすために恐喝、さらに立場が悪くなれば口どめ工作、まさに公務員どころか、人間失格であります。町長も、公務員としてあってはならない、あるまじき行為で、誠に申し訳ない、今後厳正に処分すると明らかにされております。こうしたことで、この事件は公務員の立場を利用し、公務員の真髓で、地方自治の本旨にあるサービスの規定、サービスの宣誓にある、これは「公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、

誠実且つ公正に職務を執行する」という、憲法にもある公務員の基本から外れております。我々議会は、言うまでもなく、執行機関に対し、議会の議決に基づく執行と適正な行政が行われているかどうかを常に牽制、批判、監視する権能を持っておりますが、今回のこの事件で、町の要職にある副町長が、これまでも過去の一連の不正事件から何ら教訓も反省もなく、犯罪の中身も、1つには、公務員法から見ても、自分の立場を悪用しながら、職員に対し200万円もの高額を要求、2つ目には、隠ぺい工作など、しかも長期的に計画的に行い、町の信用を著しく失墜させております。また、口ききによるパート的職員の採用の疑い。また、刑事事件としては、1つには恐喝容疑、2つ目には預金通帳など公文書偽造の疑い、これらの容疑が見込まれておりますが、これらに罪が重なり、あるいは決定されれば、我々は四重五重にも裏切られ、議会としても町民に申し訳なく感じております。今後、真相究明と再発防止の徹底を求め、議会も倫理条例を含む議会の基本条例をつくり、町民の皆様の信頼を勝ち取る決意で私しております。私はそのために全力尽くすことを皆さんにお約束しておきます。改めて、単独町政の方針を約4年前から打ち出し、やっと軌道に乗りかけた途端このような事件で町政の信頼を全く失いました。私は全く残念でなりません。このような中で議会議員の期末手当の改正は議員の政治姿勢にかかわる問題と、町民感情から見ても許されるものではありません。よって、この議案に反対の意思を表明し、討論を終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。40号議案に対して反対の立場から討論をいたします。

今もありましたように、我々議員として行政の監督機関が十分でなかった、これにあわせて、また社会情勢、今は報酬等を上げる時期にはないということを考えて、40号議案に反対の立場から討論をします。議員各位の反対の意思に賛同されることをお願いしまして、簡単ですが、討論を終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案を原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立少数です。したがって、第40号議案は否決されました。

- ~~~~~○~~~~~
- 議長（原田） 日程第4、第42号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
  - 町長（山岡） 第42号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法等に準じて、職員の給与を改定するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。
  - 議長（原田） 総務課長。
  - 総務課長（植野） それでは、第42号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の5ページをお開きください。あわせて資料1の「給与改定の概要」及び資料4の「職員の給与に関する条例新旧対照表」をお願いいたします。今回の給与改定は、国の人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、これに準じて所要の改正を行うものでございます。職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第40号議案と同様に、施行期日の異なる内容を1つの条例で改正することから、平成19年度の改正を第1条の中で、平成20年度以降のものを第2条で改正するよう整理を行っております。改正の内容でございますが、主に資料1の「給与改定の概要」でご説明いたします。先ほどもご説明しました国家公務員の人事院勧告の内容に準じまして、議案書5ページにお示ししております第1条におきまして、条例第9条の扶養手当の額について、子ども等に係る扶養手当を6,000円から6,500円とし、500円引き上げ、第16条の勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末・勤勉手当の年間の支給率を4.5月分とすること、及び別表の給料表の改定を行うものでございます。資料1の3ページをお願いいたします。今回の改正では、給料表の1級から3級の一部を引き上げるもので、4級から6級についての改定はございません。給料表の改定率は0.14%で、若年層に配慮したものになっております。資料1の1ページをお願いいたします。改めて海田町の改定の状況について説明しますと、月例給が率にして0.16%、569円の引き上げとなっております。その内訳は、給料が350円、扶養手当が201円、はね返り分が18円となっております。資料1の2ページの一般職に係る期末・勤勉手当支給率表をお願いいたします。期末・勤勉手当の改定は、19年度につきましては12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、現行の年間支給率を4.45月分から4.5月分とし、平成20年度につきましては6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月分調整して年間支給率を4.5月分とするものでござい

ます。この改正条例の施行期日は、公布の日から施行しますが、第2条は平成20年4月1日から施行します。第1条につきましては平成19年4月1日に遡及して適用するものでございますが、ただし書きにより、勤勉手当につきましては平成19年12月1日から適用するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。一般職にかかわるあれで、これで上げた場合、全体で年間どれぐらいの金額が出てくるのか、それを確認しておきます。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この改定に係る一般職部分につきましては、約646万ぐらいでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第42号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第43号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第43号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、高齢基礎年金等から国民健康保険税を特別徴収するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）それでは、第43号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。資料5の「海田町国民健康保険税条例新旧対照表」をご用意いただきたいと思います。まず、1ページと2ページの説明中、改正案を説明上

「新条例」と申し上げますので、よろしくお願いたします。まず、1ページと2ページの新条例の第3条から第11条、また6ページから12ページの第19条から第25条、及び附則の改正については、今回の特別徴収に伴う条文整備でございます。次に、今回の改正内容の主な内容は、2ページから6ページの新条例の第12条から第18条の規定になっておりますので、重要な改正点のみ順次説明いたします。

2ページをお願いいたします。第12条の特別徴収ですが、特別徴収とは、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事情とする年金給付の支払いをする年金保険者に保険税を徴収いただき、かつ徴収すべき保険税を町に納入していただくことをいいます。平たく申しますと、年金からの天引き徴収をいいます。第1項では、平成20年度から、当該年度の初日において世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主であって、年額18万円以上の年金を受給しているもの、以下「特別徴収対象被保険者」と説明いたしますが、その方を対象として課税する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するものでございます。ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は国民健康保険税の特別徴収の対象者としないうことになっております。3ページをお願いいたします。第2項では、当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合には、当該納税者に課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することができることになっております。

次に、第13条の特別徴収義務者の指定等ですが、特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金の支払いをする者となっております。具体的には、社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、地方公共共済組合及び日本私立学校振興共済事業団が特別徴収義務者となります。

4ページをお願いいたします。第16条の既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収ですが、まず、仮徴収について説明します。年金は基本的に4月、6月、8月、10月、12月及び翌年2月の年6回支払われますが、このうち4月、6月、8月の特別徴収が仮徴収となり、10月、12月及び翌年2月の特別徴収が本徴収となります。また、仮徴収となる理由ですが、昨年中の所得が確定してからの特別徴収では、事務手続き上10月以降の特別徴収のみとなり、残された徴収機会は3回以内となるため、1回当たりの国民健康保険税の負担が多くなることとなります。このため、年金の支払月である4月、6月、8月においては仮徴収し、負担の均衡を図ろうとするものでございます。第1項

ですが、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間において年金給付の支払いの際、年金回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、その支払いに係る税額として、当該年度の前年の最後に行われた特別徴収対象年金給付の支払いに係る支払回数割保険税額を特別徴収の方法によって徴収することになっております。要約しますと、平成21年4月からの仮徴収は平成21年2月の本徴収額と同じ額となり、その額を徴収することになります。第2項ですが、4月からの特別徴収額は前年の2月の特別徴収額と同じ額を徴収することになっておりますが、6月、8月の仮徴収において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合は、所得の状況等を勘案して町長が定める額を特別徴収することができることになっております。

次に、第17条の新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収ですが、保険税の納税義務者が満65歳になり年金受給者となった場合などには支払回数割保険税額の見込み額を特別徴収することになっております。5ページをお願いします。特別徴収対象被保険者となった月日によって、各号の定める期間において特別徴収年金給付が支払われる場合においては、その支払いに係る国民健康保険税として支払回数割保険税額の見込み額を特別徴収の方法によって徴収することになっております。なお、いずれの場合も仮徴収となります。

次に、18条の普通徴収税額への繰入れですが、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなったことなどによって国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合は、残りの国民健康保険税を特別徴収されないこととなった日以降において到来する普通徴収の、納期がある場合にはその納期において、また、納期がない場合には直ちに普通徴収によって徴収することになっております。また、第2項では、特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された税額が当該納税者から徴収すべき税額を超える場合においては特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過誤納に係る税額は、当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当することになっております。

議案書の11ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則の第4項及び第5項の規定は、公布の

日から施行するものでございます。また、適用区分ですが、新条例第17条に定めるものを除き、改正後の海田町国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなっております。また、新条例第17条の新たに特別徴収対象被保険者となったものに係る仮徴収については、平成21年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものです。経過措置ですが、新条例どおり読みますと平成20年4月1日から9月30日の間の仮徴収ができないこととなりますので、この間も特別徴収によって徴収できるよう経過措置が設けられております。12ページをお願いします。また、その際の支払回数割保険税額の見込み額は、当該保険者に対して課税する平成19年度分の国民健康保険税に相当する額として算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の支払いの回数で除して得た額となっております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）特別徴収の問題で、さっきからずっと聞いておって、来年度から始まる後期高齢者のそういう保険の徴収の方法とほぼ似たような感じですが、ここに出てきておるのは65歳から74歳までのことを示しておるんですけども、その関係はあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）今回の改正は、従来介護保険料は既に年金からの特別徴収が行われております。それに加えて国民健康保険税と後期高齢者、今後出てくると思いますがけれども、同時期に特別徴収がされることになっておりまして、広域連合の条例の関係と海田町の国民健康保険税の関係というはお互いに同時期に始まっているという意味では同じことになろうと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、後期高齢者の保険料の特別徴収のそういう規定は、年金が1万5,000円以上あれば天引きするけれども、そうでなかったら特別徴収で窓口で支払うというのがありますが、今回ここに出されておる条例の中では、金額の多少によらず特別徴収あるいは普通徴収のそういうのが自由に選択できるのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）該当者であれば特別徴収が優先します。例えば2分の1未満であるとか、世帯の中でも、私が先ほど、同一世帯内に65歳以上で75歳未満の方が、全員が被保険者であることが前提ですと申し上げました。したがって、70歳のご主人と60歳の奥様がおられた場合には、その世帯は65歳未満の方がおられますので、その方は該当しません。ですから、確かに2,000人余りの方が該当になるんだろうと思いますけれども、限られた人数にかなり絞られてくるのではないかと考えております。したがって、その枠の中でしか徴収できませんが、その他の場合には従前どおり普通徴収という形になろうと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、後期高齢者の保険料の徴収は、例えば1万5,000円未満で窓口に持ってくる、しかし、今の前期の高齢者の医療、これは普通徴収でできるという、こうした差が出てくるわけですね。この扱いは、じゃ、どうなるんですか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）先ほどのお話の中で、介護保険料は既に特別徴収願っているということをお願いしました。したがって、これが大優先ですので、特別徴収されている方に限って、国民健康保険税であるとか後期高齢者の支払いの分から差引ける条件になります。ですから、介護保険料で特別徴収されていない方は適用除外になっていますので、それが1つ、今申し上げましたように、まず最優先。次に、プラス国保と後期高齢を足すことによって2分の1を超えてしまうケースがあると思います。その場合は、実は後期と前期高齢の優劣はなくて、協議によることになっていますので、場合によったら後期は特徴で国保が普徴ということも出てこよう、また逆のケースも出てこようと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第43号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田） 日程第6、第44号議案、農業委員会の選挙による委員定数条例及び農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第44号議案、農業委員会の選挙による委員定数条例及び農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。提案の趣旨でございますが、平成20年3月31日をもって、農業委員会を廃止することに伴い、関係する条例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田） 都市整備課長。

○都市整備課長（久保） それでは、第44号議案、農業委員会の選挙による委員定数条例及び農業委員会の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。お手元の資料6と議案でご説明いたしますので、資料をお願いいたします。

まず、農業委員会の廃止の理由などについてでございますが、現在の海田町の農業については、農地面積が約65ヘクタールであり、また、市街化調整区域においては24ヘクタールで、専業農家もなく、農業振興地域もないという状況であり、農業委員会の事務も少なくなってきました。農業委員会等に関する法律第3条第5項では、農業委員会を設置しないことができる場合は、委員会を設置しなければならない面積、海田町の場合は市街化調整区域の面積で言いますと200ヘクタールでございますが、その面積を下回る場合で、市町村が総合的に判断して農業委員会を置かないこととした場合としています。なお、農業委員会を置かない市町村においては、農地法上の農業委員会の事務は、市町村長が行うものとなります。現在、町の方針としては本年3月末の任期満了後は、農業委員会を設置せず、農業委員選挙も行わないこととしております。なお、農業委員の任期満了後の廃止につきましては、11月20日の農業委員会議において全会一致で同意を得ております。なお、根拠法令を下段に掲げておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、議案書をお願いいたします。先ほどご説明申し上げた本町の農業及び農業委員会業務の状況、また国の行政改革に基づく規制緩和などにより、平成20年3月31日をもって農業委員会を廃止するため、農業委員会の選挙による委員定数条例及び農業委員会

の選任による委員のうち議会が推薦する委員の定数に関する条例を廃止するものでございます。最後に、附則でございますが、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単ではございますが、条例についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。岡田議員。

○4番（岡田）農業委員会の廃止ということで、今まで農地の売買というのは農業委員会にかけんといけんかったんですけれども、今後はどういうふうな格好になるんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先ほども申しましたように、それは農地転用とかそういうものを必要とします。その関係で、市街化調整区域の場合は県の農業会議の方に諮問して、それで判断していただくわけですが、市街化区域につきましては届け出だけでいいということでございますので、町の担当部課の方で十分対応できると考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）今までこの農地というんですか、これは個人のものであって個人のものでない、国民共有財産というふうな考え方があって、この農業委員会で土地の売買そのものが、持ち主であっても自由にできないというふうな格好になっておったと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうになるんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これにつきましては、その業務をなされるのが農業委員会であるか、町の行政であるかという差でありまして、法令的には考え方については別段変更はございません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。11月20日の農業委員会において全会一致で同意を得ましたということなんですが、委員長とも話をしましたけれども、11月20日に本当にもろ手を上げて全委員の全会一致だったかどうか、もう1度その辺のところを確認しておきたいと思います。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）11月20日の農業委員会議の内容でございますが、今後の、それじゃ、まだ農業をやっておられる方がたくさんおられるということでいろいろご不安を抱

かれておりました。それを一つ一つ説明する中で、最終的には全員一致ということで同意を得ております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）もう1点、昨今、記事とかいろいろ見ますと、やっぱり地産地消のブームとか、学校でも食育をということでこの前も出ておりましたので、このブームを踏まえて、廃止ということがいいのかどうか、もう1点聞いておきたいと思います。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今申しました作物の地産地消の件、また国の自給率の件等々もその議題の中には、会議の内容にはお話がございました。ということで、地産地消というものも、今の海田町の現状を見て、当然出荷できる農家の方は出荷しておられますし、農業委員さんが、農業委員会が廃止になろうともその現状は変わらないものと判断しております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第7、第45号議案、海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第45号議案、海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について

て。地区計画等の案の作成については、区域内の土地所有者等の意見を求める必要があることから、案の内容となるべき事項の掲示方法及び意見の提出方法を定めるため条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保） それでは、第45号議案、海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定についてご説明申し上げます。この条例は、都市計画法第16条第2項において、地区計画等の都市計画を決定する場合、手続き縦覧の方法等を条例で定めるよう規定しているため、提案するものでございます。お手元の議案書14ページをお願いいたします。地区計画等の案は、事前にその案に係る区域内の土地所有者などの意見を求めて作成し、あらかじめ地区計画の原案に係る手続きなどについて条例で定める必要があるため、条例制定をしようとするものでございます。次に、条例の内容でございますが、第1条の趣旨につきましては、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の原案の内容の提示方法、及び原案に対する権利者の意見の提出方法を定めることを目的としております。次に、第2条の地区計画等の原案の提出方法につきましては、第1号、これは地区計画の案の種類、名称、位置及び区域、第2号、閲覧場所に掲げます事項を公告し、2週間公衆の縦覧に供しなければならないとしております。第3条の説明会の開催等では、町長が必要と認めたときは、説明会の開催、広報紙への掲載など、必要な措置を講じるものとするものでございます。次に、第4条の地区計画等の原案に対する意見の提出方法でございますが、意見を提出しようとする場合は、縦覧開始の日から3週間以内に意見書を町長に提出することとするものでございます。第5条は委任規定でございまして、条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものとするものでございます。最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、この手続き条例につきましては、本来、町内の地区計画を立てる場合の手続きに関する条例でございまして、2ヘクタールに縮小しようとする区画整理事業区域には直接関係するものではございません。また、この条例は窪町地区だけでなく町内のいずれの地区においても、地区計画を立てる場合に適用されまして、窪町の地区計画のみの条例ではございません。以上、簡単ではございますが、条例案についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。前田議員。

○13番(前田) 13番、前田です。45号議案に反対の立場から討論を行います。

町長の昨日来の一般質問の中でも、庁舎建設委員会の結論に従うとか、議会の皆様と相談しながらまちづくりを進めていくとか、また、いろいろありますが、窪町の再開発は、海田町の玄関づくりを考慮した場合、この条例は後退条例、すなわちまちづくりに逆行する条例であり、また、町長の私的発言の中にも、今この条例をつくらないと庁舎建設は間に合わない、おけるとあります。駅前に庁舎をつくるための前提条例であり、認めるわけにはいきません。また、町長の発言の矛盾から見ても、到底賛成することはできません。よって、45号議案に議員各位の反対賛同を求め、討論といたします。

○議長(原田) 続いて、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中) 45号議案、海田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

平成4年からJRの高架事業と関連し、再開発として3点セットの1つとして区画整理事業を15年間今日まで続けてきましたが、結果的にはこれまで、地元を無視したやり方で、まちづくりを住民と一緒に進めるという努力が欠けていたように思います。その結果、前にも後にも行き場がなくなった。こうした中で約2年前から事業を縮小する方針を明らかにされております。私はこの区画整理事業は、何とかしなくてはならない、どこかで白紙に戻すか、何らかの手を打たなければならないと考えておりますし、今もこうした対応が必要だというふうに考えます。この地区計画は、計画地区を今後どのようなまちづくりをしていくのか、その方向性、目標を明らかにするもので、いわばまちづくりの基本であります。先ほども説明がありましたけれども、区画整理事業とは別で都市計画法に基づく関係住民とともに定めたルールに従って進める制度でございます。地区の特性に合ったきめ細かなルールをつくり、グレードアップができる議案であります。町の説明では、権利者はこの計画案に、窪町に限って言えば約80%の賛成があると見ております。これまでの計画では町民1人当たり25万円、総工事費91億円の区画整理

事業、これを現在の財政状況と地元の協力とを考えれば、見直しが必要であります。そのためのこの条例案でございます。私は、これまでのこの計画をずっと進めていけば、無駄な経費をさらにつぎ込むことになるというように判断いたします。今一番求められる課題であることを強調して、賛成していただくことをお願いして、討論いたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

この採決については、宮坂議員外1名から無記名投票にされたいとの要求との要求がありますので、無記名投票で行います。これより第45号議案についてを採決いたします。議場を閉鎖します。

（議場の閉鎖）

○議長（原田）ただいまの出席議員数は15人です。投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。第45号議案について、原案に賛成の方は賛成と、原案に反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、原案に反対として取り扱います。

（投票用紙の配付）

○議長（原田）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（原田）異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。

○議会事務局長（飯森）1番桑原公治議員、2番久留島議員、3番三宅議員、4番岡田議員、5番西田議員、6番渡辺議員、7番桑原克之議員、8番多田議員、9番西山議員、10番宮坂議員、11番河野議員、12番崎本議員、13番前田議員、14番住吉議員、15番佐中議員。

○議長（原田）投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番、三宅議員、4番、岡田議員を指名

いたします。立会人の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

- 議長（原田）投票の結果を報告いたします。投票総数15票。有効投票数15票、無効投票数ゼロ票です。有効投票のうち賛成7票、反対8票。以上のおり、反対が多数です。よって、第45号議案は否決されました。議場の閉鎖を解除します。

(議場を開く)

~~~~~○~~~~~

- 議長（原田）日程第8、第46号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（山岡）第46号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第3号）について。平成19年度海田町一般会計補正予算（第3号）は、海田町土地開発公社解散に伴う残余財産の公共施設整備基金への積み立てなどの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1億7,696万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,643万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

- 議長（原田）財政課長。

- 財政課長（臼井）それでは、第46号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料7の「平成19年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。4ページから17ページにかけての職員給与費事業において、給料、職員手当等、共済費の増減を行っておりますが、給料、職員手当等につきましては、このたびの給与改定や昇任や退職などによる増減、共済費につきましては長期負担率の改正が行われたことなどに伴う増減でございます。また、労働保険料等につきましては、嘱託及び臨時職員に係る厚生年金保険料率の上昇及び標準報酬月額の変更等に伴う増減でございます。

それでは、職員給与費事業及び労働保険料等以外の内容について、事業ごとにご説明いたします。4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の財政管理費の基金管理事業につきましては、海田町土地開発公社の解散に伴い、残余財産を引き継いだことにより、その残余財産を公園用地取得など今後の公共施設等整備事業に備えて公共施設等整備基金に積み立てるため、1億5,200万円増額するものでございます。5ページをお願いします。総務費の徴税費の税務総務費の税務総務一般事務事業につきましては、収納消し込み事務補助の臨時職員賃金が不用になったことにより、110万6,000円減額する

ものでございます。次に、賦課徴収費の町税徴収事業につきましては、コンビニ収納の利用件数が当初見込みよりも増加してきたことにより、コンビニ収納代行手数料を11万9,000円増額するものでございます。次に、戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳一般事務事業につきましては、戸籍電算化に伴う事務補助臨時職員雇用などのため、27万2,000円を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の老人福祉費の高齢者社会生活援助事業につきましては、平成18年度分の額の確定に伴い、低所得者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減事業費補助金の返還金として、4万7,000円増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、介護保険特別会計における介護給付費の必要見込み額が増額したことなどに伴い、一般会計からの繰出金を387万6,000円増額するものでございます。次に、介護保険繰出金事業（その他）につきましては、介護保険特別会計における地域支援事業費等の増額に伴い、一般会計からの繰出金を113万1,000円増額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の心身障害者福祉一般事務事業につきましては、平成18年度分の額の確定に伴い、身障保護費負担金等の返還金として58万6,000円増額するものでございます。次に、福祉医療費の福祉医療費給付事業につきましては、平成18年度分の額の確定に伴い、福祉医療費補助金の返還金として434万9,000円増額するものでございます。次に、老人保健繰出金事業（法定負担）につきましては、老人保健特別会計における医療費給付費等の増額に伴い、一般会計からの繰出金を41万2,000円増額するものでございます。8ページをお願いします。国民健康保険事務費の国民健康保険繰出金事業（その他）につきましては、国民健康保険特別会計において出産育児一時金支給事業の減額に伴い、一般会計からの繰出金を120万円減額するものでございます。9ページをお願いします。民生費の児童福祉費の児童措置費の児童手当支給事業につきましては、平成18年度分の額の確定に伴い、児童手当負担金の返還金として13万7,000円増額するものでございます。

11ページをお願いいたします。農林水産業費の水産業費の水産業振興費の水産業振興事業につきましては、ノロウイルスの風評被害に係る漁業災害特別対策資金利子補給補助金として、13万5,000円増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。土木費の都市計画費の都市計画総務費の公共下水道繰出金事業（基準外）につきましては、公共下水道事業特別会計において公共下水道整備事業の補償費の減額などに伴い、一般会計からの繰出金を68万6,000円減額するものでござ

ございます。13ページをお願いいたします。駅前整備費の海田市駅周辺バリアフリー推進事業費につきましては、海田市駅をバリアフリー化する事業施行者のJRに対し、事業に伴う設計調査費用の一部を補助するため、1,270万4,000円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員が自己都合により退職したことなどに伴い、43万6,000円増額するものでございます。次に、消防施設費の防火水槽整備事業につきましては、東2丁目地内の民地に設置されている防火水槽の土地を取得するため、300万3,000円増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。教育費の保健体育費の保健体育施設費のプール開放事業につきましては、プール開放日数等の減により学校プール監視員賃金が一部不用となったため、60万4,000円減額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。地方特例交付金につきましては、額の確定に伴い、64万5,000円減額するものでございます。次に、特別交付金につきましても、額の確定により403万円減額するものでございます。

次に、分担金及び負担金の民生費負担金につきましては、制度改正により、階層にかかわらず同時入所の第2子の保育料が半額になったことに伴い、保育所保護者負担金を1,790万円減額するものでございます。

次に、使用料及び手数料の衛生手数料につきましては、平成19年度末で期限切れとなる一般廃棄物収集運搬業務の許可申請を平成20年2月から受け付けるため、32万円増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、平成18年度分の額の確定に伴い、心身障害者福祉費負担金の追加交付として464万2,000円増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の県移譲事務交付金につきましては、額の確定により108万4,000円増額するものでございます。次に、民生費負担金につきましては、平成18年度分の額の確定に伴い、心身障害者福祉費負担金の追加交付として232万1,000円増額するものでございます。次に、県支出金の県補助金の民生費補助金につきましては、平成18年度分の額の確定に伴い、福祉医療費補助金の追加交付として139万6,000円増額するものでございます。次に、農林水産業費補助金につきましては、歳出でご説明いたしまし

たノロウイルス風評被害に係る漁業災害特別対策資金利子補給金に対する県補助金として6万7,000円増額するものでございます。3ページをお願いいたします。土木費補助金につきましては、歳出でご説明いたしました海田市駅バリアフリー化補助金に対する県補助金として529万3,000円増額するものでございます。

次に、寄附金の一般寄附金につきましては、海田市駅利用者自治会の解散時の清算に伴う残余財産の寄附や、広島県森林協会から創立50周年記念事業としての寄附などがあったことにより、1,213万3,000円増額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を1,933万5,000円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、海田町土地開発公社解散に伴い、残余財産を引き継いだこと、及び消防団員の中途退団による退職報償金受入金合わせて1億5,295万1,000円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。46号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,696万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億6,643万円とするものでございます。

以上で、平成19年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。資料7、3ページのところと、多分関連すると思いますが、4ページのところで、まず、雑入の方ですが、海田町土地開発公社残余財産、これが先人の人たちが一生懸命ためられたお金なんですが、これを総務費の財政管理費ですか、これの公共施設等整備基金の方へ積み立てられる。基金へ積み立てるということは、長期的なところで利用されようというふうに積み立てられると思うんですが、できれば、先人の方がいろいろためられたお金は、私はいろいろ一般質問等でもやってきたんですが、やはり借金の返済の方、国もいろいろな形で今回も10兆円等を返還するような、借金に回すというような話も出ておりますが、ここらの管理の扱い方で疑問を感じるんですが、その点、どのような形で移行されたのか、その経緯を説明していただけますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども補正予算の説明でご説明いたしましたとおり、今回、土地開

発公社の残余財産を引き継ぐに当たり、方法としては、先ほど議員の言われました繰上償還に充てるということもあろうかとは思いますが、ただし、先ほど説明いたしましたように、公園用地取得というのが来年度以降出てくるということが確定しておりますので、その財源として使いたいということで今回は基金の方に積みさせていただいております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）即使いたいということで公園の方というふうに今説明を受けたんですが、どこの公園でしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この公園につきましては街区公園で、都市計画決定をされております三迫公園でございます。その権利者さんが、今、借地で都市計画決定を打っておるという状況の中で、契約期間が満了ということで、土地を返還してほしいという申し出がございましたので、都市計画決定をかけておる以上は、これを本人のご希望のように、借地ではなく用地買収して町のものにしていくという関係から、財政当局と協議いたしまして、そういうものを整えていくというものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。まず、4ページと5ページ、一般管理費の、給与の関係は説明がなかったものですから、一般管理職員給与、これは1人退職されたんじゃないかと思うんですけども、349万1,000円の減額になっておりますが、次の職員諸手当は120万1,000円増額になっております。この増額、諸手当の内容。

同じ質問の内容なんですけれども、やはり5ページの戸籍住民基本台帳費の人件費ですけれども、職員給与マイナス393万3,000円、やはり1人退職されたんだと判断をするわけですが、それにもかかわらず職員諸手当が12万5,000円増額になっている理由。

それともう1点、労働保険料、いろいろな項目であるわけですが、なぜ当初予算よりも増額になった根拠と、今回の補正予算で総トータル労働保険料の増額予算は幾らになっているのか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）まず、一般管理費の給料の問題でございしますが、これは当初、土地開発公社に派遣させた職員をこちらの方へ給料を計上しておりました。それと、1名ほど病気休暇で休んでおります職員を分限処分で休職といたしました、その分に関しまして減額しております。

それと、戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらの給料につきましては、職員が1名、5月31日付で退職していることでございます。こちらにつきましては、給与改定と、あと期末・勤勉手当の関係で増額になっております。

それと、労働保険料のことでございますが、こちらにつきましては、労働保険料の保険料につきましては、4月から6月分の実績に基づいて保険料が改定されるようになっておりました、それと、9月から厚生年金の負担金が増額になっております。これは共済費についても同じような形で増額されておりますので、それに伴う増額分でございます。総トータルについてはこちらの方に資料を今持ち合わせておりませんので、後ほどにさせていただきます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）今の財産管理、公園の分で、ちょっと私は、町長、忘れたんじやが、1回西山さんからあの公園を取得したらどうかというような提案があったら、町長は今そういう予算は時期じゃないか予算がないかという答弁がありました、ちょっと私は忘れましたが、そこらにはありましたか、なかったかな。それと、今の公園のどういう、それは買うてくれと言われたけん、それじゃ買いましょうと言われたんじやが、どの程度の規模で、どれだけでどういうふうには後は利用されるか、そこを。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）返却部分は、ご承知のように、三迫公園は2段になっております。その上の部分を返却してくださいと。下の部分については、借地公園で都市計画決定というのは将来的にもやっぱりよろしくないということで、本人のご希望もあったんですが、どうせ公園を残すのなら買ってくださいよということがございまして、トータルで2,700平米ぐらいあります。それを何年間に分けて、今の財政状況でございますので、当面、税の控除がきく1年目は5,000万程度のもので購入して行って、あと数年に分けて買わせてくださいというお願いをして、今それを実施しておる状況でございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）公園の予算がないというのは、その当時は非常に緊縮なことなものですから、そういうふうには答えたと思います。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）そうじゃから、これは1億5,200万か、そのうちの5,000何ぼですね、それじゃ。一番上は返すんじやが、あとを3回か何ぼかに分けて、今年度かいつか知らん

のじゃが、5,000何ぼで3回ぐらいに分けて買うと言われましたね。この1億5,200万の内訳と、もう一つ質問は、あとどのようにして、返して買うたそのまま置かれるか、ちょっと整備するお金も中に入っているか。私は3回に分けて買うというのが意味がわからなかったので、そこをもう1回。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ご指摘の部分はようわかります。1億5,200万、これは公社の残余財産でございます。それをもってしても一遍にすべての用地を買うというのはやっぱり、財政的にも単年度の負担が多くなるということもございまして、数年に分けて買わせてくださいという願いはこちらからいたしました。それと2点目、じゃ、整備はどうするのかと。それも含めてやるのかということもございしますが、今、見られたらわかるんですが、上の方に遊具なんか集中しております。これはお返しする部分でございます。それらを下へ移設したり、下は下で2,700平米ありますので、それを暫時来年度から整備を、当然フェンス等もございまして、そこらを含めて整備をしてみたいと考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それで、14ページの防火水槽設備事業で、その分で説明をお願いしますが、資料8がここに載っていますよね。これとの関連があるか、ないか。あったら、どのような関連でこの資料を出してあるのか。資料8が入っておる。もう1回しかないけん、よう聞いておくんじゃが、用地取得箇所図というて書いてありますね。これは一般会計の中の分じゃと思いますが、今までどういうふうな利用のされ方をしておったか、今なぜこれがここへ上がってきたか、そこの説明をお願いいたします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）防火水槽用地として用地購入をしたいという箇所でございますけれども、これは広島県が用水事業として管路布設事業を実施した折に地元対策委員会と県との協議の中で、地元の消防水利を整備してほしいということで県の方が整備されました。それで、2カ所ほどあって、1カ所は町道の中に布設したんですが、もう1カ所は場所的にこの地域についての消防水利確保ということで民地内の設置に至ったものでございます。それで、県が設置した後の管理でございますけれども、これは消防水利でございますので、町の方が管理してまいったものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）歳入の方でお尋ねいたしますけれども、先ほど県負担金の問題で説明していただきました。県負担金、15款ですね。3カ所ほど額の確定だというのがありまして、下の方は説明があるんですが、1の県移譲事務交付金、これは何が該当して額の確定がされたのか、お尋ねするわけです。

それからもう一つは、歳出の方で13ページの駅周辺のバリアフリーのそういう予算です。2カ所、これが事業として補助金等を上げられておるわけですが、具体的に説明していただきたいと思います。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）県移譲事務交付金につきましては2種類ございまして、従前からの旧要綱分というものと、このたびの権限移譲に伴うものの2種類がございます。内訳としましては、総トータルが1,128万1,000円でございますが、そのうちの旧要綱分が17万8,000円、それから、このたびの権限移譲に伴うもの、新要綱分とっておりますが、これが1,110万3,000円でございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）バリアフリーについての町並びに県の内訳でございますが、これは19年度にバリアフリーにかかわる実施設計をJRの方でなされるという予算額が3,176万でございます。それで、バリアフリーの事業手法としては、鉄道駅総合改善事業補助制度、俗に言うエコモ財団というところが委託を受けましてやる方法と、それと、交通施設バリアフリー化整備費補助金がございます。そういう2種類の補助金があるわけですが、一応連立との関係で適化法の問題が出てきますので、交通バリアフリー化整備費補助金の方でやります。この関係で、国の補助金はその事業費の5分の1になります。あと、通常ですと町も5分の1、県がその半分ということになるんですが、あくまでこの県・町の負担金についてはJRと協議をした中でその負担率を決めなさいというものがございまして、JRの方が5分の1が国の補助ですから、あと5分の4が残ります。その半分ずつで折半してもらわんと事業化にならないというようなこともございまして、5分の2を見るような負担率で計算をしております。それで、その半分支払っていただくようになります県ですが、これが上限が6分の1でございますので、トータルとして町が30分の7、県が30分の5という割合になろうかと思っております。そういうことで計算いたしまして、県の協調補助が529万3,000円、町の方が741万1,000円の、トータルで1,270万4,000円の事業費となつてこようかと思っております。それで、当初JRの方がそ

ういう協議を行ってきて、辛抱強く協議を重ねまして、この補正予算では締め切りがもう限られておりました関係で、この率で計上させていただいておりますが、その後11月22日になりまして、町の方も検討させていただいて、負担率3分の1が上限として協議を重ねて、その3分の1についてはJRの方でおおむね了解をもらったということですので、少し負担金が少なくなつてこようと。これは清算の段階で精査しようということになっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）歳入の件で、額の確定という、説明がいろいろありましたが、何が該当してこれが確定されているのか、県の負担金と交付金の該当する項目、これの説明を求めます。

それから、先ほどJRのバリアフリー化の問題で、ここに説明があるのは、駅周辺というのと駅というのがあるんですね。私は一般質問で20年度と21年度で事業をやるといふ。これだけの限定した予算がここに載っておるのか、それとも、駅周辺となると、例えば斜めになっておるところを直すとか、駅前の周辺ですね、というのが想定されるんですが、具体的には実際の事業の中身、これが一般質問で答弁がありましたその中身を全部やるのにこれだけ必要なかどうか、それをお尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今の県の移譲事務交付金のことでございますが、これまでも移譲事務につきましてはご説明しておると思いますが、先ほど言いました新要綱分につきましては、火薬類の関係であるとか、その他もろもろこのたびの移譲事務で行いましたものの移譲事務、新要綱分というのがそうです。旧要綱分というのがこれまでの県のもの、身障手帳の再交付であるとかそういった事務に係る分でございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）駅周辺バリアフリー整備事業と、ここにあります駅の交通施設バリアフリーという名称の問題でございまして、駅周辺といいますと、駅の周辺を含めた駅前の駐車場とかそういうものを含めた、いわゆる行政が整備していかなければならない部分も、駅を含めて、それを総称として駅周辺と呼んでおります。今回の場合は駅の構内のバリアフリー化でございますので、このような名称になっております。それで理解していただければと思います。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）だから、具体的に一般質問で私は質問したんです。そうしたら、町長答弁が返ってきたんですね、20年度と21年度でこの事業と。この事業がここに全部載っておるのかどうか。それとあわせて、21年度の分の事業の設計のそういう準備の段階でこれが全部載っているのかどうか、これをお尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）町長が答弁申しあげました3カ年の事業のトータルで申しあげますと、今現在、協議でありますものが4億7,470万の事業となっております。それで、今年度が先ほど言いました3,176万、20年度が1億6,155万、21年度が2億8,139万で、これは確定しておるものじゃございません。これで協議が来ております。それで、今現在協議は続行しております、この中で、海田市駅というものは最終形は連立でございますので、いわばある面言えば暫定施設でございます。そういう中で、町として非常に望んでおるものはかさ上げとエレベーター関連施設でございます、その部分は当然やっていただくようお願いをしておるわけですから、やっていただかなければいけませんけれども、その他の文字情報とかそういうものについては、今それを整備しなくても、広島駅から五日市駅まで整備がされておるんですが、そういうものはついておりませんので、そういうところにとどめてくださいということで、文字情報の6,600万の費用、それと、エレベーターが設置されるわけですが、その現在のホームとの高さの調整にかかわる部分、こういうものをうちの方は削除させてもらいたいという申し出をしております。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど佐中議員が言われたいわゆる実施設計につきましては20年度、21年度の事業も含めたすべての設計がこの中に含まれております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず、4ページの先ほどの三迫公園ですが、これはどうなっておるかというのは、1筆なのかということで、まず簡単に。

それで、バリアのことは終わったが、次は11ページ、漁業補償、水産業振興、これについては、これはいつの災害の補償になっておるのかということと、專業、これがどの程度あってどうなっておるのかというようなところの説明をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この被害の時期でございますが、平成18年度末に風評被害という

ことが起こりまして、18年度に25年度までの債務負担行為を起こさせていただいております。それで、被害の件数でございますが、漁業者さんが3軒ございまして、それぞれ各々資金の貸し付けを受けられております。

三迫公園の筆数については今、手持ちに持ち合わせておりませんので、また後ほどお願いします。

○議長（原田）次に参ります。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。13ページの駅バリアフリー化ということなんですけれども、ちょっと話が違うんじゃないかと思うんです。私たちが喜んだのは、駅の北と南は結局出さないから、自主財源ということで、町費で約8,000万持ち出してやったわけで、出おくれで東京まで行って非常に結果報告を喜んで、今度は町の方での持ち出しはない、JRないし国の方でしてくれるからということで私は喜んだんですよ。やるということで、19年度でも。これで持ち出しが1,270万のうちで741万ということで、県の方ということで、ちょっとこれは話が違うんじゃないでしょうかね。駅の北と南は出さないからということで、自主財源で町費でやったと。今度はJRの方が、多少はあっても大々的には国の補助とかということでやってくれるということで私はあの報告で喜んだんですけれども、この分担割合はちょっと話が違うんじゃないですか。その辺の回答をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）駅の構内の整備につきましては、先ほど申しましたように、交通施設バリアフリー化設備整備費としてやっております。これは交通バリアフリー法にかかわる事業として、当然この制度の中では地元負担も出てまいります。そういう中で事業を進めておられますので、地元負担がゼロというのは到底考えられません。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）ゼロとは言いませんけれども、この割合では、JRというのはもともと、こう言っちゃなんです、こうかつ、始末家、こすいという言葉はいけないですけれども、そういうことなんです。割合を、それは負担割合がゼロとは……。

○議長（原田）三宅議員、発言中ですが、こうかつであるとか傲慢であるとかという、必ずそのまた私企業の名前も入っていますので、発言に気をつけてください。

○3番（三宅）はい。それで、JRの方で始末で、契約で出さないということだったんですけれども、言いましたように、南北は町費でもって全部出して8,000万使ってというこ

とで、今度は大々的に、言いますように、JRないし国の方の補助で出るからということ、あの連絡を受けたときに喜んだわけなんです。交渉の上で、やっぱり南北のエレベーターは町費で出しておるわけですから、次は割合のことになると思うんですけども、JRさん、今度は多目ということ、それは交渉じゃないですかね。これでは、後々4億7,000万ということは、来年度あれで、大変な金額になっていますよね。負担のあれはJRに今度はということでもう少し強く、たくさん出すように交渉すべきじゃないですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）三宅議員ご指摘のとおり、JRと協議する中で、最初、今、課長が申しましたように、ほとんど全額を町の方で負担してくださいというような条件から用意ドンをいたしました。最終的には、今報告しましたように、地元負担の普通一般的な3分の1にまで落ちついたという中で詰めてきた経緯がございます。これをそれ以上もし負担を下げるといふことになると、いろいろとJR、国との協議が全部ご破算になるという可能性があります。そういった中で、このたびのことについてはご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）よくなることは賛成でありますけれども、今出ておる課長の金額で、結局、実際工事をということ、今出ておった4億7,000万ですね、結構な金額がこれから来年度、その次もかかってくる上で、今でも752万。よくなることは賛成でありますけれども、今度はJRの方で大々的にと思ったので、負担割合はまだ交渉の余地があって、多目に出してもらおうように交渉すべきじゃないかと思うんですけども。大々的に出してもらってから、私は報告を受けたときに大喜びしたんですけども、これではちょっと大変な財政の中でもう少し負担を少なくという交渉をしていただきたいと思いますと思うんですけども、もう1回。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）このものについては、今言ったバリアフリー法に基づいて地元負担として決まっているものが、最低というか、そういうものがございます。そこまでやっと落ちたということだと我々は思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）簡単に一言。歳入の1ページで民生費負担金、そこで児童福祉費負担金

の1,790万円というのは、これは保育所保護者の滞納なんですね。今はやりの学校給食とかこういう滞納金じゃろうと思うんですが、それでいいですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）これは滞納金ということではなくて、保護者が保育所に預けた場合に払われる保育所費用、これの基準がこれまで所得の階層に応じて下の子が半額になったり上の子が半額になったりということがございましたけれども、今回は国の方で、少子化対策の一環だとは思いますが、一律高い方が半額になってくるということでございます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）先ほどの労働保険料の総額でございますが、今回の補正を含めまして2,155万3,000円でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結します。これより第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第46号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第47号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第47号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、公共下水道整備事業費の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1,968万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億772万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第

3号)につまましてご説明申し上げます。資料9の「補正予算説明書」の2ページをご覧いただきたいと思ひます。歳出でございますが、給料改定によりまして総務費の一般管理費の職員給与費を31万4,000円増額するものでございます。給与費の明細につきましては3ページに示しているとおりでございます。次に、事業費の公共下水道整備費の補償補填及び賠償金でございますが、今回移設補償費を計上しておりました工事箇所は狭隘道路であり、事前の埋設物調査、試験掘り等の結果から、他埋設物と競合することで、ガス管、水道管の移設費が必要だと判断して計上しておりました。工事発注後、現地を詳細に調査し、他埋設物者と協議し、埋設費等を再度検討した結果、移設をしない方法等で施工可能となったため、移設費を2,000万円減額するものでございます。

続きまして、1ページをお願いします。歳入でございますが、繰入金の一般会計繰入金を68万6,000円減額しております。また、公共下水道整備費の移設補償費の減額によりまして町債の下水道事業債を1,900万円減額しております。

それでは、第47号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,968万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億772万8,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第47号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第47号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第48号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第48号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、退職被保険

者等療養給付費事業の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1億6,639万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,658万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第48号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。歳入歳出の補正につきましては、資料10の「平成19年度補正予算説明書」によりましてご説明をさせていただきます。まず、歳出予算からのご説明をいたしますので、3ページをお願いいたします。2款の療養諸費の退職被保険者等療養給付費1億3,671万6,000円は、高額な治療の必要な退職者が増え、医療費が当初見込みより増加したため、予算に不足が生じ、増額するものでございます。次に、退職被保険者等療養費の負担金補助及び交付金の193万3,000円は、はりやきゅう、補装具等に係る療養費が当初見込みより増加し、同じく予算に不足が生じたため、増額するものでございます。また、退職被保険者等審査支払手数料の34万円は、受診件数の増によるものでございます。次に、高額療養諸費の退職被保険者等高額療養費の負担金補助及び交付金の1,431万8,000円につきましても、高額療養費が増加し、予算に不足が見込まれるため、増額するものでございます。4ページをお願いいたします。次に、出産育児諸費の出産育児一時金の負担金補助及び交付金180万円は、出産見込み件数が当初見込みより減少しましたので、減額するものでございます。次に、3款の老人保健医療費拠出金の負担金補助及び交付金1,784万3,000円は、老人保健医療費分の拠出金の額が確定し、当初の見込みを下回ったため、減額するものでございます。また、老人保健事務費拠出金12万9,000円につきましても、老人保健事務費拠出金の額が確定し、当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。次に、4款の介護納付金の負担金補助及び交付金717万円は、納付金の額が確定し、同じく当初見込みを下回ったため、減額するものでございます。5ページをお願いいたします。次に、5款の高額医療費拠出金の負担金補助及び交付金170万2,000円及び保険財政共同安定化事業拠出金750万5,000円は、納付金の額が確定し、当初見込みを上回ったため、増額するものでございます。次に、9款の償還金の償還利子及び割引料3,081万9,000円は、平成18年度の国民健康保険の療養給付費等負担金の額が実績報告によりまして超過交付となり、返還が生じたので、増額するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。3

款の高額医療費共同事業負担金42万5,000円は、これは交付の額が決定し、当初の見込みを上回ったものでございます。次に、4款の療養給付費等交付金1億6,095万6,000円は、退職者等の医療費が当初の見込みを上回り、社会保険診療報酬支払基金から交付金の増額が見込めるものでございます。5款の高額医療費共同事業負担金42万5,000円は、交付金の額が決定し、当初の見込みを上回ったものでございます。続いて、8款の一般会計繰入金、出産育児諸費繰入金の120万円は、歳出の方でもご説明しましたように、出産件数の減少に伴い、減額するものでございます。続いて、2ページをお願いいたします。9款の繰越金578万5,000円は、前年度の繰越金でございます。

それでは、第48号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,639万1,000円を追加し、歳入歳出予算を総額それぞれ29億3,658万8,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第48号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第48号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、第49号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第49号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、医療費支給事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ754万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,854万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤） それでは、第49号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料11の「補正予算説明書」をお願いいたします。それでは、2ページの歳出予算からご説明いたします。医療諸費の医療費支給費の扶助費754万3,000円は、はりやきゅうなどの治療に対する支給費が当初の見込みを上回ったことにより増額するものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては歳出でご説明いたしました医療費支給費の増に伴い、法定負担金を増額するものでございます。まず、支払基金交付金の医療費交付金507万1,000円の増額、次に、国庫支出金の国庫負担金の医療費負担金164万8,000円の増額、次に、県支出金の県負担金の医療費負担金41万2,000円の増額、次に、繰入金の一般会計繰入金を41万2,000円増額するものでございます。

それでは、49号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算それぞれ754万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億2,854万1,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第49号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第12、第50号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第50号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定については居宅介護サービス給付事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ

れ3,019万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億832万8,000円とし、介護サービス事業勘定については介護予防支援事業の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ10万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,296万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤） それでは、第50号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。資料12の「補正予算説明書」をお願いいたします。それでは、4ページの保険事業勘定歳出予算からご説明いたします。まず、保険給付費の介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金4,000万円の増額は、訪問や通いでサービス量増によるものでございます。次に、地域密着型介護サービス給付費の負担金補助及び交付金800万円の減額は、主には介護保険事業計画で19年度中に設置予定でありました、認知症の方を中心とした小規模多機能型居宅介護サービスが、公募の結果、応募者がなかったため、設置を見送ったことによるものでございます。次に、施設介護サービス給付費の負担金補助及び交付金2,000万円の減額は、施設入所者の見込みが当初を下回ったためでございます。次の居宅介護住宅改修費の負担金補助及び交付金360万円の減額は、回収費用等が見込みを下回ったものでございます。続きまして、介護予防サービス給付費の負担金補助及び交付金1,633万円の増額は、訪問や通いでサービスの利用が増えたことによるものでございます。次に、5ページをお願いいたします。特定入所者介護サービス費の負担金補助及び交付金554万1,000円の増額は、低所得者の方の食費、居住費の給付増によるものでございます。次に、地域支援事業費の包括的支援事業の給料から共済費までの合計で158万6,000円は、給与改定及び人事異動による増額でございます。次に、基金積立金の介護給付費準備基金積立金の積立金165万9,000円の減額は、財源調整のためでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出でご説明いたしました各サービス給付費の増減に伴い、法定負担金等を調整するもので、支払基金交付金の介護給付費交付金から2ページの一番下の繰入金のその他一般会計繰入金までの合計で2,554万4,000円を増額するものでございます。次に、3ページの繰越金465万4,000円を前年度繰越金から手当するものでございます。

続きまして、10ページの介護サービス事業勘定の歳出予算についてご説明いたします。

まず、事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業費の職員手当等及び共済費合計で37万2,000円は、給与改定に伴う増額でございます。次に、委託料48万円の減額は、ケアプラン作成委託件数が見込みを下回ったものでございます。

次に、9ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出でご説明いたしました人件費及びケアプラン作成委託の増減に伴い、サービス費収入の介護予防サービス費収入を10万8,000円減額するものでございます。

それでは、第50号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,019万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億832万8,000円とし、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ10万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,296万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○4番（岡田）資料の4ページですか、いわゆる小規模多機能施設の応募者がなかったと。ちょっとこれは信じられなかったんですけれども、どういうんですかね、海田町の中で、海田町以外でも、十分に足りておるといふような判断でいいんですか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）この小規模多機能につきましては、認知症対応のサービスでございますが、夜間対応も必要なサービスでございます。事業者側からしますと、コストの職員配置の不正による人材不足という点もございまして、これを行う事業者の方が人員を整理するということが難しいということで、応募がなかったものと考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。4ページですけれども、歳出の方の居宅介護住宅改修費、私の方もちょっと手すりを今般やりましたけれども、非常にありがたい制度で、助かるわけなんですけれども、約半分しか消化していなくて減額してあるということで、この利用状況は、半分ぐらい、46.1%の減額ということなんですけれども、どのような感じでしたか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）この住宅改修につきましては、前年度の大体実績をもって予算化

しますけれども、18年度の実績が57件ございました。19年度につきましては、半年過ぎた時点で13件と、少ない改修にとどまっております。これはその年間で結構違いが出るサービスでございますので、これを年間に通した上での減額でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）それで、去年の今ごろは特定高齢者の把握事業とか、介護予防の方がスタートして間もないので、非常に大きな減額が続いてありました。今年の場合は増額ですか、減額がないように思うんですけども、2年目にかかって介護予防の方の事業が軌道に乗ってきたということがはっきり言えますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）介護予防につきましては、18年4月が制度改正で、初年度でございましたので、この2年目に入って、サービス給付を行う事業所も周知され、そこからサービス利用者に対してもサービスの提供が多く行われてきておるといふ現状にはなっております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。資料12の4ページなんですけれども、居宅介護サービス給付費が4,000万の増額で、施設介護サービス給付費は2,000万の減額で、在宅介護の傾向性が動いているのかなと思いますが、当初予算からしますと3,000万の増額補正でございます。これは前年度に比べてどのぐらいの増額になっておりますでしょうか、18年度決算に比べて。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）決算というか、実績に対しては数字は出していないんですが、この19年度の当初の予算をつくる時にはまだ去年の10月ぐらいでございましたので、介護予防が始まって、19年度については介護予防の方へかなり移っていくんじゃないかという予想の中で少し落とした部分もございましたので、その上で今回の1人当たりのサービス利用額を見ますと、18年度が10万2,374円で、19年度の今の時点で11万6,846円、これは月額の利用額でございますが、広島県内23市町の中では、やっぱり便利がいいということで、大体1番の状態が、19年度になっては続いております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第50号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第13、第51号議案、平成19年度海田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第51号議案、平成19年度海田町水道事業会計補正予算(第2号)について。平成19年度海田町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、畝1丁目・2丁目地内排水管移設工事の中止等に伴う工事請負等を補正するもので、資本的収入を1,000万円減額し、資本的収入総額を1億6,457万9,000円とし、資本的支出を3,137万4,000円減額し、資本的支出総額を3億9,857万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 参事。

○参事(新浜) それでは、第51号議案、平成19年度海田町水道事業会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。資料13「補正予算説明書」の1ページをお願いいたします。今回の補正は資本的収支の補正でございます。資本的収入の工事負担金を1,000万円減額しております。下水道事業特別会計の補正予算でも説明がありましたが、水道埋設管の支障移転箇所が当初見込みより大幅に減少したため、これに伴う工事負担金収入を減額するものでございます。次に、資本的支出でございますが、建設改良費の配水施設整備費を3,137万4,000円減額しております。内訳といたしましては、先ほど資本的収入のところの説明いたしました工事負担金の減額対象となる配水管移設に係る工事請負費を3,200万円減額し、夜間工事の監督及び切りかえ業務の増加による時間外勤務手当及び給与改定に伴う期末・勤勉手当と扶養手当を合計で62万6,000円増額するものでございます。なお、2ページには資金計画を、3ページから6ページにかけては給与費明細書を、7ページから8ページにかけて本年度の予定貸借対照表を添えております。それ以降のページには基礎資料といたしまして資本的収支の見積基礎を上げておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、第51号議案をお願いいたします。補正予算書第2条でございますが、水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量のうち配水設備整備費を3,137万4,000円減額して1億3,479万1,000円とするものでございます。次に、補正予算書第3条の予算第4条の予定額は、資本的収入を1,000万円減額いたしまして1億6,457万9,000円とし、資本的支出を3,137万4,000円減額いたしまして3億9,857万8,000円とするものでございます。次ページをお願いいたします。補正予算書第4条は、予算第7条に定めた経費の金額中、職員給与費を62万6,000円増額いたしまして9,502万7,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原克之議員。

○7番（桑原）資料13の1ページ、資本的支出の中の説明欄の配水管工事の中止というのがあって、それと「等」という意味。中止理由、それで「等」というのは何ですか。

○議長（原田）参事。

○参事（新浜）先ほど下水道の方からも説明があったと思いますが、配水管の支障移転工事を当初予定しておりましたが、そのうち畝1丁目・2丁目地内の配水管の移設工事につきましては全面中止になっております。それと、石原地内の移設工事につきましては工事量が減となりまして、全額中止とはなっておりません。そのための「等」でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第51号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第51号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおりこれを決します。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時40分 休憩

午後 3 時 0 0 分 再開

〇議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

先ほど前田議員の質疑に対する答弁が抜けておりましたので。都市整備課長。

〇都市整備課長（久保）先ほど三迫公園の筆数のことですが、現在11筆をお借りしてありまして、そのうち8筆を買うようになっております。分筆が3筆ほど伴ってまいります。

〇議長（原田）日程第14、委員会提出議案第3号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案の提出委員会であります議会改革特別委員会は議員全員で構成する委員会ですので、質疑、討論を省略いたします。これより、委員会提出議案第3号について採決を行います。お諮りいたします。

委員会提出議案第3号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（原田）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおりこれを決します。

〇議長（原田）日程第15、発議第8号、後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案についてから日程第17、発議第10号、後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案についてまでを一括議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中議員。

〇15番（佐中）15番、佐中です。発議第8号、意見書の提出について、後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書。これは国に関する機関に送付する意見書でございます。読み上げて提案に代えさせていただきます。

来年度から発足する「後期高齢者医療制度」について、高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、人間としての尊厳を守る制度として運営することができるよう、次の事項について特段の配慮を求める。

1、保険料については、後期高齢者の生活実態等を踏まえ、支払い可能な保険料額とすること。

2、保険料を支払うことによって生活保護基準を下回る高齢者からは保険料を徴収せ

ず、国と都道府県がその補填をすること。

3、保険料滞納者に対し、生活実態を無視した一律の保険証取り上げや、資格証の発行を行わないよう各広域連合に徹底すること。

4、後期高齢者医療の内容について、別建ての診療報酬を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

続いて、発議第9号について説明をいたします。後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書。これは広島県に送付する意見書でございます。

来年度から発足する「後期高齢者医療制度」について、高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、人間としての尊厳を守る制度として運営することができるよう、次の事項について特段の配慮を求める。

1、保険料については、後期高齢者の生活実態等を踏まえ、支払い可能な保険料額とすること。

2、保険料を支払うことによって生活保護基準を下回る高齢者からは保険料を徴収せず、広島県がその補填をすること。

3、保険料滞納者に対し、生活実態を無視した一律の保険証取り上げや、資格証の発行を行わないよう広島県後期高齢者医療広域連合に徹底すること。

4、後期高齢者医療の内容について、別建ての診療報酬を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

続いて、発議第10号、これは広島県後期高齢者広域連合に送付する意見書でございます。

来年度から発足する「後期高齢者医療制度」について、高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、人間としての尊厳を守る制度として運営することができるよう、次の事項について特段の配慮を求める。

1、保険料については、後期高齢者の生活実態等を踏まえ、支払い可能な保険料額とすること。

2、保険料を支払うことによって生活保護基準を下回る高齢者からは保険料を徴収せず、国と広島県にその補填を要求すること。

3、広島県後期高齢者医療広域連合として独自の「保険料減免制度」及び「一部負担減免制度」を設け、その財源として広島県及び各市町の財政からの繰入を求めること。

4、保険料滞納者に対し、生活実態を無視した一律の保険証取り上げや、資格証の発

行を行わないこと。

5、「高額医療・介護合算医療費」の払い戻し手続きは、後期高齢者の負担を軽減するため、初回のみ申請とし、2回目以降は自動払いとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するわけです。

この種の意見書は、都道府県では東京、千葉、埼玉、神奈川、これは1都3県連名で可決しております。また、県では長野、高知、和歌山、市町村では全国では約1,800自治体ありますが、200を超えるところで意見書が採択されております。広島県内では江田島、庄原、三次、大崎上島、世羅は採択され、12月議会でも多くの自治体で意見書が用意されております。また、広島県後期高齢者広域連合も関係機関に要望書を出すことが決められております。以上の点から、皆様の賛成を心からお願いして、3つの意見書の提出理由とさせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより各議案について順次採決を行います。

まず、発議第8号、後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案についてを採決いたします。討論があれば許しません。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論があるようですので、討論を行います。反対討論を許しません。前田議員。

○13番（前田）ただいまの発議に対し、るる出ておりますが、受益者負担の原則と申しますか、応分の負担をするのはそれなりの常識であろう、このように考えます。よって、この発議には反対をいたします。議員各位の賛同を求めます。よろしく申し上げます。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許しません。岡田議員。

○4番（岡田）4番、岡田です。後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案に賛成の討論をいたします。

保険証一枚でだれでも、どこでも、どんな病気でも安心して受けられる医療にしているために、無慈悲な後期高齢者医療制度の抜本的な見直しを求めます。来年度から発足する後期高齢者医療制度は2006年の国会で自民党、公明党が強行採決したもので、この

制度は当時の小泉内閣の年金課税の強化や老年者控除の廃止、保険税、介護保険料の引き上げ、医療費の窓口負担増など、老人いじめの結果であります。新制度が始まると、後期高齢者は現在加入している国保や健康保険を脱退させられ、後期高齢者だけの保険に組み入れられることとなります。現在家族に養われている人を含め、すべての後期高齢者が一人ひとりで保険料の負担を求められ、年金が1万5,000円以上ある高齢者は天引きとなります。深刻なのは年金のない高齢者です。子どもたちに扶養された人も経済的な負担も発生いたします。扶養されていない高齢者はどのようになるのでしょうか。介護保険料を加えれば負担がまた一層増えることとなります。高齢者の生計費から有無を言わず取り立ては、生存権を脅かすやり方であります。また、今まで高齢者は障害者や被爆者と同様に、保険料を滞納しても保険証を取り上げてはならないとされてきましたが、今回の制度改正により、保険証の取り上げや短期保険証や資格証明書なども発行されるようになり、滞納者には制裁措置もあります。さらにその上、包括性や定率性の導入により医療のメニューが決められます。高齢者は若年者よりも慢性的な病気にかかっている人も多く、医療制度をこのように変更されては、安心して医療にもかかれなくなります。先ほど述べられましたけれども、全国でも東京、千葉、埼玉、神奈川など、200を超える地方自治体がこの意見書を採択し、広島県でも江田島市、庄原市、三次市、大崎上島、世羅町が採択しています。

以上のことから、来年度に発足する後期高齢者医療制度について、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、人間として尊厳を守る制度として運用されるよう強く求められるものでございます。議員の皆様におかれましても、この意見書にぜひとも賛成してくださいますようお願いいたします。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第8号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第8号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立少数と認めます。よって、発議第8号は否決されました。

続いて、発議第9号、後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（原田） 討論があるようですので、討論を行います。まず、反対討論を許します。  
前田議員。

○13番（前田） 13番、前田です。発議9号について反対の討論を行います。

先ほども言いましたように、受益者負担の原則という言葉があり、制度維持からも、保険滞納者等は無条件に保険証を渡すというのは、会の維持、そういうことができないと思います。よって、応分の負担をするのは受益者の当然の義務であります。よって、本発議に反対し、討論を終わります。

○議長（原田） 続いて、賛成討論を許します。岡田議員。

○4番（岡田） 4番、岡田です。先ほど述べたことと大体同じなんですけれども、この制度は去年の国会、6月に決まったときに、本来この高齢者の医療制度は、医療費が増大するから何とかしなくてはいけない、そこから始まった発想が起こっております。高齢者の医療をよくしよう、こういうふうなのではなくて、医療制度そのものにお金がかかるから医療費を削減するんだ、そういうところから始まっております。私たちはどうしても高齢者、これは若年者に比べて、先ほど述べましたけれども、医療費がかかります。そういうところに国が手厚い保護をする、これが本当の温かい政治だと思います。よって、私はこの意見書案を支持いたします。よろしく願いいたします。

○議長（原田） ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第9号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第9号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（原田） 起立少数と認めます。よって、発議第9号は否決されました。

続いて、発議第10号、後期高齢者医療制度発足にあたっての意見書案についてを採決いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第10号について採決を行います。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。

発議第10号は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（原田）起立少数と認めます。よって、発議第10号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第18、発議第11号、保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第11号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第11号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第11号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第19、発議第12号、地域に安全でゆきとどいた医療・看護を確保するために医師・看護職員の大幅増員を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第12号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第12号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第12号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第20、発議第13号、原爆症認定問題の早期解決を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第13号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第13号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第21、発議第14号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減の中止を求める意見書案についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第14号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第14号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第14号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第22、議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について委員会の中間報告の件を議題といたします。議会改革特別委員会から議会改革に関する諸問題の調査・研究について中間報告をしたいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることと決します。議会改革特別委員会委員長の発言を許します。宮坂委員長。

○議会改革特別委員会委員長（宮坂）それでは、議会改革特別委員会に付託されました調査事項について、会議規則第43条の2第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告いたします。

調査の概要及び結果についてですけれども、平成19年10月17日、第6回委員会を開催しました。議案等に対する質疑を1人3回までとする制限及び質問・質疑に対する一問一答方式については、現状維持とすることに決定しております。また、一般質問において重複あるいは類似質問等の一本化は、議員の発言の自由を著しく妨げることとなり、

議会活性化の弊害となることから、不可としております。次に、一般質問の事前通告制の適否についてでございますが、あらかじめ質問の要旨を執行部に通告することにより、円滑かつ的確な一般質問の運営が図られている面が大きいとして、通告制については現状維持とします。一般質問のあり方に関しましては、質問や再質問の方法については、議員個人の考え方によるところが大きく、また、議員個々において質問の適正化等について、再度意識の徹底を行うものとしたしました。次に、質問・質疑に対する執行部の答弁の正確性確保について各委員の意見の交換を行いました。本会議または委員会において説明員として出席している町長等が、議員の質問または質疑の内容を正確に把握することにより、質問または質疑を行った議員に対して、よりの確な答弁を行うことができる場合があります。このような場合に限り、説明員が議長の許可を得て、当該議員の質問や質疑に対してその趣旨を確認することを可能とし、もって議会運営の円滑化を図るため、海田町議会会議規則を改正することとしたしました。これにつきましては、先ほど委員会提出議案で全会一致で可決いただきました。議場の規律保持についてですが、これについては、議会運営に混乱が生じないように、議長において注意を喚起し、適切な議場整理を行うとともに、議員個々においても自覚を持った発言をするよう、意識改革を行うものとしたしました。

次に、平成19年11月8日、第7回委員会です。第6回委員会から持ち越された事項についてを主に審議いたしました。議会議決後の施策・事業などの公開については、議会及び執行部は、本会議及び委員会で議決された議案については、広報等により、原則として広く公表するものとしております。委員会提出議案については先ほど報告したとおりでございます。議会資料等の配付時期に関しましては、現行よりも時期を早めることの適否について意見交換を行いました。その可否について改めて議会内で調整することとしたしました。次に、「一般質問要旨一覧表」の配付につきましては、これは現状どおり各議員に配付することと決定いたしました。

以上で議会改革特別委員会の中間報告を終わりたいと思います。

○議長（原田）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により議会改革特別委員会からの

中間報告を受けたものですので、議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について委員会の中間報告の件については、これをもって終結いたします。

この際、お諮りいたします。ただいま町長から第52号議案、特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の制定についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第52号議案、特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。案を配付いたします。

(議案を配付)

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 追加日程第1、第52号議案、特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第52号議案、特別職の職員で常勤のものとの給与の特例に関する条例の制定について。先日報告させていただきました、副町長が逮捕されている件につきましては、改めて遺憾に思うとともに、町政運営の責任者として、その責任を痛感いたしておるところでございます。このような状況を踏まえ、私自身の道義的責任を明らかにし、平成20年1月分から同年3月分までの3カ月間の給料を30%減額するため、条例を制定するものでございます。本人の処分につきましては、本人に直接事実を確認するよう努めてまいりましたが、それには至っていないものの、解職するには相当な理由があると判断し、本日の解職辞令を手渡していただくよう弁護士にお願いしていましたが、13時10分、本人に届きましたので、解職といたしました。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(原田) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。佐中議員。

○15番(佐中) 町長の30%削減というのは私は非常に重たいと思います。これまで学校給食の免許の偽造事件、これは3カ月の10%、教育長までが処分を受けました。また、同じく1997年4月、消防組合の職員の昇格にかかわる事件が発覚いたしましたが、それについても10%、もちろん本人らは懲戒免職しておりますが、いろいろこの付近でのこ

うした例から見ると、30%というのは非常に重たいように感じます。責任の重さを感じての提案ですが、その辺はどう考えておられるのかが1つ。

もう一つは、ただいま解職されました。そうすると、給料と一時金、ボーナスですね、副町長のそうした扱いはどのようになるのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私自身のことでもありますし、また、こんなに世間を騒がした、町に随分迷惑をかけたということから、また、議会の方にも大変ご迷惑をかけておるんですね。本日午前中に案の方を、報酬案を否決されたということも含めまして、私は30%をお願いした、こういうふうを考えております。次の分につきましては総務部長から。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）解職までの日割りの給料は支払うということになります。期末手当につきましては不支給ということでごす。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、一部の議員にそういうことで、30%は非常に厳しい処分である、町長みずからもやむを得んだということですが、私は逆に軽いんじゃないかと。わずか3カ月で、すべてこれで済まそうと。そういうのは町民感情からして納得がいかんんじゃないかと思うんです。少なくとも1年やそこらのものを、額や率は別として、問題があるじゃろうと。これぐらいで済ます簡単な問題じゃなかろうと。一般質問からもずっと言うておりますが、いわゆる地方自治法に違反したような採用の仕方をして、だから、1つずつゆっくりいきますが、これで全部責任をとったということになるのか。部長、メモをとりながら聞いてもらいたいと思います。幾つか言いますので。これですべて決着がついたと考えるかどうか、まず第1問。

2つ目は、そういうことで、地方自治法に違反ともとれるような行為をやって、今日まで約3日間ですか、逮捕されてから。その間、もっと早く処分すべきであったと思うんです。5日には逮捕されておるわけです。3日間、1日の給料は何ぼになるか、これも3つ目に入れてもらわにゃいかんのですが、処分するまでの3日間、長過ぎるといのが2つ目。

3つ目、その3日間の報酬は全額何ぼだと。いわゆる期末・勤勉手当は不支給ということだが、言われるとおり、そういうことで仕事をやっていないわけだから、勤勉手当、勤勉には当たらないと思うので、当然のことだろうと考えます。そういうことで、3つ

目は総額、3日間の給料はどれぐらいになるのか。極端に言えば、3日間寝ておったわけですから、寝ておって給料をもらうというのも、ここらも本人の意が確認できれば辞退とかというのものもあるんじゃないかと思うんですが、それについてどう考えるか。

先ほど言いかけてましたそういう町長の責任がいわゆる地方自治法162条の問題、そこらも抵触するんじゃないか。そういうことをやってまで育てたというか、つくった副町長がこういうことになったという、そういうことを含めて町長は責任を十分果たしておられると思われるかどうか。

それと、さっきと重なりますが、163条、なぜ今日まで3日も処分するのがおくれたのか。普通の職員でも、例えばそれが主査であろうと、主事であろうと、課長、部長、係長であろうと、不祥事があれば、それなりの解雇する理由に当たると思うんです。少なくとも嫌疑を認めて逮捕されて、3日間放置。遅過ぎる。さっき言いましたね、163条の対応が遅いので、重なるかもわかりませんが、とりあえずその辺を聞きたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私はこれで終わったという判断はしておりませんし、一日も早く皆さん方が信頼できる町政をするためにも、そういう早い決断と申しますか、今回の処分をさせていただくつもりでございます。

なお、逮捕されて3日じゃないかということなんですが、これは警察のことを少しわかっていたら、接見禁止とか、そして、昨日の時点で私は弁護士を通じてお願いに行っただけですが、弁護士不在のために届かなかったので、今朝一番にまたその解職についてお願いに行っただけでございまして、決して遅くなったというふうな判断はしておりません。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）3日間の給料の額というご質問でございますけれども、約6万9,000円ぐらいでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今それで責任は町も十分ではないということだから、当然だろうと思います。というのは、1つには、これで罪状、いわゆる恐喝未遂、わかりやすく言うと、いまだなし遂げ得なかった云々というやつが刑法の中でうたわれております、その文言。しかし、これからまだまだ罪状が増える可能性もあるわけですね。だから、その中で、町長はこれですべてだと言われたような、私もその辺があって、十分私は責任を果たし

たんだというふうに言われると、それは町民感情として決して許されるものじゃないと。今朝ほども、中国新聞の影響かどうか知りませんが、早いのは6時半、今朝3件ほど私の方へ電話が入っております。あなたたちはあれですべて町長を許されるつもりですかと。ずばりその自治会というか、町名と、姓だけですけれども、名乗っての一種の抗議だろうと思います。ですから、私は決してそういうつもりは持っておりませんと。物が出ていないので、このままで済ます私個人の考えはありませんが、それなりの対応は頑張るつもりですという答弁をしております。ですから、今言いましたように、罪状がこれからまだ出るかもわからないのです。だから、そこらも含めた場合、例えば2度目、3度目という、町長御みずから処分をするのかどうか、こういうところがあるんじゃないかと思うんです。早くやったか何かどうかわからんけれども、その3日間、決して私は約6万9,000、期末手当をこれに支給しないということだから、言いたいこともあったんじゃないけれども、言わんけれどもね。3日間寝ておって7万円。きょうび1万円の日当を稼ごうという人はどれほどいらっしゃいますか。先ほど来、発議の中でも保険料が払えないとか云々というような、その人にもどうかというような言葉があった中で、のうのと7万円も、ずっと寝ておってもろうていくわけだから、それをそのまま町長はもうこれで全部すべてだとかどうかというのと、追加、自分の処分、どういうことを考えておられるか、どの辺まで、そこらを含めて。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申しあげましたように、今回の事件に関しましては、通常どこの自治体でもいろんな前例も調べた結果、できるだけ早いうちに私の考え方を皆さんにご理解いただく、そして町政の回復に全力で努めるということでこういう処分にさせていただきました。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）今言うておるのは、これで処分は追加をやるのかどうかと言うておるんです。近隣はどうか、それは知りませんよ。要するに、先ほども言いましたが、わかりやすく言いますと、さらに罪状が出るかもわからんですね。今端的に出ておるのは、いわゆる恐喝未遂ということですね。だから、いまだなし得なかったとしても罪にはなりませんよということを刑法でうたっておるわけですね。ですから、そのほかにいろんな今度は、例えば1つ言いましょう。銀行の通帳をつくったということで、いわゆる公文書か何かに当たるものをどのような手段で、これは次のあれにもまたやらにやいかんと思

うけれども、今日言うた方がいいのかどうか、それで言ったり何かすると問題があるかと思うて遠慮しておるんですが、そういう公文書の持ち出しという問題が出てくるんですよ。要するに、公文書の管理がどうなっておるのか、今度はこういうところを突いていかにやいかんわけです。だから、あなたの処分がそれですべてなのかと言うておるんです。追加で出てきたら、そういう公文書の管理云々のいろいろあって、それを職権で引っ張り出しておるんじゃないかと思うんです。いわゆるナンバーツー。読み方によってはナンバーワンで、あなたに匹敵する権限を持っておるわけだから、職員を教育というか、言葉は悪いかのかわからんけれども、自由に扱える立場にあるわけですよ。だから、おい、おまえ、これ出せ、あの書類を出せと、公文書を勝手にそういうものを持ち出して、そしていわゆる偽造の通帳をつくっておるということですね。これも何らかの罪に当たると思うんです。だから、私が言うておる、想定で物を言うたらいかんかもわからんけれども、別の罪状が出るんじゃないか。公文書の持ち出し云々というやつね。そのときに、みずからまた自分では任命責任がある、身を律する、いろいろ言われておりますが、責任のとり方が軽いんじゃないかと、そういうことを含めて言うておるんです。だから、再度、あるいは再三再四、そういうものが出たたびに御みずから処分をするのかどうか、どうもその辺の答弁が返っていない。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに今、司直の手によって取り調べ中のございますので、そういうことに対して我々も知る由もありませんし、いずれそういうことがはっきりしてくる状況が出てくるとは思いますが、まだ全然私の方にはそういうことがわかりませんので、現在のところ、この形でやらせていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）町長、今の質疑の中で、予測されることがもし出てきたら、それも考えて自分の処分にまだ続きがあるんですかという問いかけなんです、それはお答えになられませんか。これ以上は答えないということですから。崎本議員。

○12番（崎本）皆さんもう言われておるけん、私は何も言いません。私は1つ、緊急質問のときに、私が言うのは、町長はこういう気持ちを持っておられたら、いち早く、私も道義責任があるから責任をとりますと言ってもらえたら。私はあれから10数回電話がかかっていますよ。あんたら、何をしよるんか、何を監督しよるんかと。のらりくらり、今、裁判中じゃからと。何も責任を持っていないじゃないかという批判というか、何をしておるんかという、批判といえば批判ですが、そういうあれを受けて、私は、私が言

っているんじゃない、町長が言われるんじゃないから、町長にああせい、こうせいというのは、私らは議決権、町民の代表をして意見を言われるんじゃないがということで今あれしてありますが、町長がこの時点でこういう似たような発言をされたら、傍聴の方もそれなりの理解は得られたと思います。執行部はのりくらり逃げろのに、議員は何を追及したんかと、そういう意見があったんじゃないが、町長も、今から皆さんが採決か何かあるか知りませんが、私は町長に対して早急に早くこういう対処をしてもろうたら、やっぱり町長の立場はまだよかったと思いますが、その点についてどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先日の議会のときに緊急質問の件につきましても、まだ逮捕されてすぐなことなんですから、何にもその中身のこともわかりませんし、新聞報道しかわかりませんでした。そういうことを含めて、1日置いてそういう、私を含めての処分の考え方を検討しながら今日やらせていただいた、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）町長、私は言うんじゃないが、逮捕されようが逮捕されまいが、新聞にあれば出たら、この書いてある理由の中で、みずからの道義的責任は逃れないと私は思いますよ。だから、何かそこで自分で責任があると。逃げるばかりじゃなくて謙虚な気持ちで認めたら、認めて何かの処置を講じるとか言われたら、私らも町民からのバッシングを受けなかったと思うんです。私はそこが、町長がそう思うておられなかったらそれでいいんですが、もう1回そこらを明確に。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これだけの大きな事件でございますので、私としたら、今、崎本議員がおっしゃるように、本当に心から信頼をしながら、そして町民のために本当に申し訳ないことをしたという心でいっぱいございまして今日に至ったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。住吉議員。

○14番（住吉）いろいろと意見が出ておりますけれども、町長は十分に反省されて行政を立て直していくというふうにおっしゃっておるんですが、これは金額とか期間とかという問題ではないと思うんです。精神的な問題なので、ひとつ今の反省事項を踏まえて体制を整え直してしっかり町政をやっていただくことが責任を遂行しておる、責任をとっておるということが言えるんじゃないと思うんです。そういう気持ちでしっかりやってい

ただければいいと思います。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）十分認識して頑張っていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）まず、反対討論を許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山でございます。第52号議案、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本12月定例議会初日の緊急質問において町長の重大責任を追及したときには、町長は警察の捜査を見ながら判断すると答弁されました。にもかかわらず、本日の本会議におきまして、来年1月から3月の給与を30%カットする議案が先ほど提出されてまいりました。今朝の新聞ですと、それが20%となっております。また、本日の新聞報道によりますと「監督責任は免れないのは明らか。町長として姿勢を早急に示すべきと考えた」とありますが、そうであるのであれば、初日にこの議案が提出されるべきではなかったのかというのがまず第1の反対理由でございます。先ほど副町長を解任したという報告をされました。確かに自治法によりますと、解任はできる規定でございます。そのできる規定を決断されたという町長の姿勢は評価いたしますが、二、三日前には警察の捜査を見ながら判断をすると答弁されたのにもかかわらず、3日後にはみずから責任を感じて給与を30%カットすると変えられております。町民の皆様からは、合併をしていたらこんな不祥事はなかったとか、また、今朝20%カットという記事を読まれた町民の皆様からは、議員はこの責任をこれで認めてしまうのかと、随分の方からお電話もいただきました。私は、初めに答弁をなされた、警察の捜査を見ながら判断すると当初言われた答弁をやはり遂行すべきだと思っております。みずから町のリーダーが決められた発言をころころころころ変えるということは、リーダーとして私は疑問に思います。ですから、先ほどの質疑の中で、今からまたどういったことが出るかもわからないということも踏まえながら、もう少し時期を見られて正しい判断のもとで町長の責任を明らかにされたらと思ひまして、今議案に対して反対の立場から討論いたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。佐中議員。

○15番(佐中)ただいま町長が30%の削減の提案をされました。12月3日に逮捕されて、もう今日7日でしょう。それですぐこうした提案をされること、他の事件の場合をいろいろ見ても、なかなか罪状認否まで待って、しかもいろいろ調査をした結果、その判断に基づいて提案されてみずからの処分をする。ましてや、今までの海田町の汚職の中でこうした判例は、3カ月とか、あるいは半年後に処分されております。私は今回のこの事件、町長が重く見て、この会期3日間のうちでのみずからの処分を町民に早く明らかにして、そして、憲法に基づく公務員としての倫理を確立し、全体の奉仕者としての、そうした再教育を重ねて住民サービスの低下にならないように心を切りかえながら邁進なされるものと確信しております。今後の真相解明と再発防止のためにも、さらにいろんな委員会の立ち上げも含めて、住民サービスが低下にならないように、早くこれを組織しながら進めていくことを期待し、そして早くみずから処分をしてやっていかれることを望んで今回のこの提案に賛成の意を表明して、終わります。

○議長(原田)ほかに討論がございますか。反対討論を許します。前田議員。

○13番(前田)13番、前田です。反対をするということは、町長を処分しないのかと。反対すると変なことにもなります。しかし、今の議案で処分すると、町民はこれですべて終わったのか、こういうふうに解されるかもわかりません。それから、先ほど来いろいろ質疑しておりますが、答弁が正確に返っていないというようなことからの反対を含めて、反対の討論を行います。

まず、このような重大な犯罪を起こすような人物を任用した町長の責任は相当大きなものがあると思います。30%のわずか3カ月の処分ですべて決着がついたような町長の姿勢も問題であります。そのようなことでは町民感情というか、町民の納得する処分ではないと思います。少なくとも1年以上とか、それ以上の期間の処分ということといたしますか、重たい処分をすることが町民の理解を得られる最大のものであると思います。今日11月7日の中国新聞によりますと、世相というか、社会情勢から見て、県議会の議員報酬、費用弁償等の問題から、県議会議長は何もないのに15%の減額、副議長あるいは県会議員は12.5%のカットとなっております。特別の理由もないのに、県議会においては時代感覚を大切にしております。今回、本町においては前代未聞の恐喝という不祥事件を起こしております。そのような任命権者たる町長の処分としては小さ過ぎるというか、この程度では、先ほど言いましたように、町民からの理解は得られません。議会は何をしておるのかという批判を受けるだけであります。また、今後、副町長のさらな

る罪状も出てくる可能性もあります。先ほど来、質疑で言うておるとおりでございます。

ということで、まず、今日ありましたけれども、副町長の解雇処分、やられたということですが、そこらをやって、機を見て町長のもっと厳しい処分をする、場合によっては町長みずから職を辞して町民の今回の事件を含めた審判をも受けるべきであろうというようなことも考え、この案に反対して、議員各位の賛同を求め、反対の討論を終わります。以上です。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第52号議案について起立により採決を行います。お諮りいたします。

第52号議案を原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（原田）起立少数です。したがって、第52号議案は否決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成19年第6回海田町議会定例会を閉会します。大変ご苦労さまでございました。

午後3時56分 閉会